
高知県社会的養育推進計画

【 後期計画 】

高知県
令和7年3月

目 次

第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方	1
【策定要領項目】(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2
第2章 高知県におけるこどもの現状	3
第3章 こどもの権利擁護の取組	5
【策定要領項目】(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	
(8)一時保護改革に向けた取組	
第4章 代替養育を必要とするこどもへの支援	11
【策定要領項目】(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	
(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	
(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	
(12)障害児入所施設における支援	
第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築	22
【策定要領項目】(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	
(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	
(8)一時保護改革に向けた取組	
(10)児童相談所の強化等に向けた取組	
第6章 社会的養護のこどもの自立支援	31
【策定要領項目】(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組	

※【策定要領項目】は「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において示されている計画に記載すべき項目を指す

※本文中において「[数字]」が記載されているものは、別冊【用語集】の番号となります。

第1章 高知県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【策定要領項目】

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則^[3]が明記されました。

また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導の司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法関与の強化等がなされました。

これらを受け、本県では、平成27年3月に策定した「高知県家庭的養護推進計画」を発展的に見直し、令和2年4月に「高知県社会的養育推進計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、本県における社会的養育^[1]の推進に向けて10年後の将来像と取組を定め、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度を後期と区分して、目標達成に向けて取組を推進してきました。

一方、現行計画が策定された令和2年度以降も、国では、こども家庭福祉全般にわたる改革が進められています。

令和元年の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）（※令和2年4月施行）では、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされるとともに、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等に取り組むこととされました。令和4年の民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）では、児童虐待の防止等を図る観点から、民法において親権者の懲戒権に係る規定が削除され、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずることとされたほか、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に合わせた改正が行われました。

また、令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）（※一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行）では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センター^[39]の設置の努力義務化や、社会的養護^[2]経験者等に対する自立支援の充実、入所措置^[28]等におけるこどもの意見聴取^[29]等の手続きの整備等が定められたところです。

そこで、これまでの関連法の改正や計画の進捗状況、県内のこども家庭福祉の状況を踏まえて、現行計画の内容等を見直し、「社会的養育推進計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、策定にあたっては、国が示す策定要領を参考にするとともに、改めて、支援を必要とする家庭等に対しての、家庭養育優先原則とパーマネンシー^[4]保障の理念に基づくケースマネジメント^[33]の視点を徹底することとします。

■家庭養育優先原則

《児童福祉法第3条の2》

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■パーマネンシー

《島山由佳子・福井充編(2023)『パーマネンシーを目指す子ども家庭支援』岩崎学術出版社》

パーマネンシーとは「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる信頼できる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」

2 計画の基本理念

こどもたちが夢や希望を持って成長できる社会の実現

3 計画の期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

4 計画の進行管理

現行計画の策定時に設定した令和6（2024）年度及び令和11（2029）年度における目指す姿（目標値）に対する進捗状況を検証し、適切な指標設定への見直し及び、新たな目標値の設定を行います。

計画の進行管理については、整備目標や取組効果、課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析を行うとともに、毎年度検証を行い、各期の期末を目安にこれらの進捗状況を踏まえ、必要な対策の追加や取組の見直しを行います。

第2章 高知県におけるこどもの現状

1 こども人口及び児童相談所における相談業務の状況

(1) こども人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によると、本県のこども人口（0歳～18歳未満人口）は減少傾向にあります。『日本の都道府県別将来推計人口』をもとに本県で推計したところ、前期計画策定時の推計以上に、本県のこども人口は今後さらに減少していくと見込まれます。

○こども人口の推移

2000 (H12) 年	2005 (H17) 年	2010 (H22) 年	2015 (H27) 年	2020 (R2) 年
141,032 人	126,715 人	115,352 人	104,476 人	92,987 人

* 出典：『国勢調査』における0歳～18歳未満の県人口より

○こども人口の将来推計（子ども家庭課推計）

2025 (R7) 年	2030 (R12) 年	2035 (R17) 年	2040 (R22) 年
81,628 人	71,187 人	62,656 人	56,802 人

* 算出方法：「日本の都道府県別将来推計人口」（令和5年12月国立社会保障・人口問題研究所推計）における0～19歳以下の推計人口（5歳区分）をもとに1歳ごとの推計人口を算出し、0歳～17歳の人口を合算して得た数。

（参考：現行計画における将来推計）

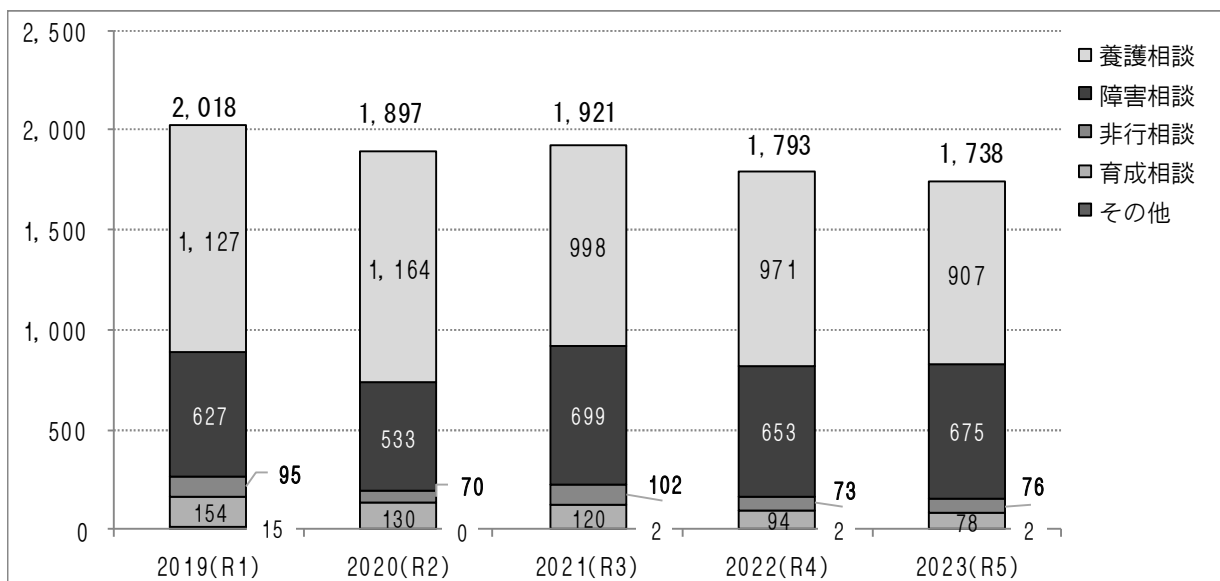
2025 (R7) 年	2030 (R12) 年	2035 (R17) 年
84,943 人	76,987 人	70,012 人

(2) 児童相談所の相談業務の状況

本県には中央児童相談所（高知市）及び幡多児童相談所（四万十市）が設置されています。

本県の児童相談所における相談件数については、減少傾向にあります。一方、養護相談のうち虐待に関する相談については、令和2（2020）年度に過去最高の799件となり高い水準で推移しています。

○児童相談所における相談種類別受付件数の推移（※相談種別の解説は別冊【用語集】に記載（番号23～26））



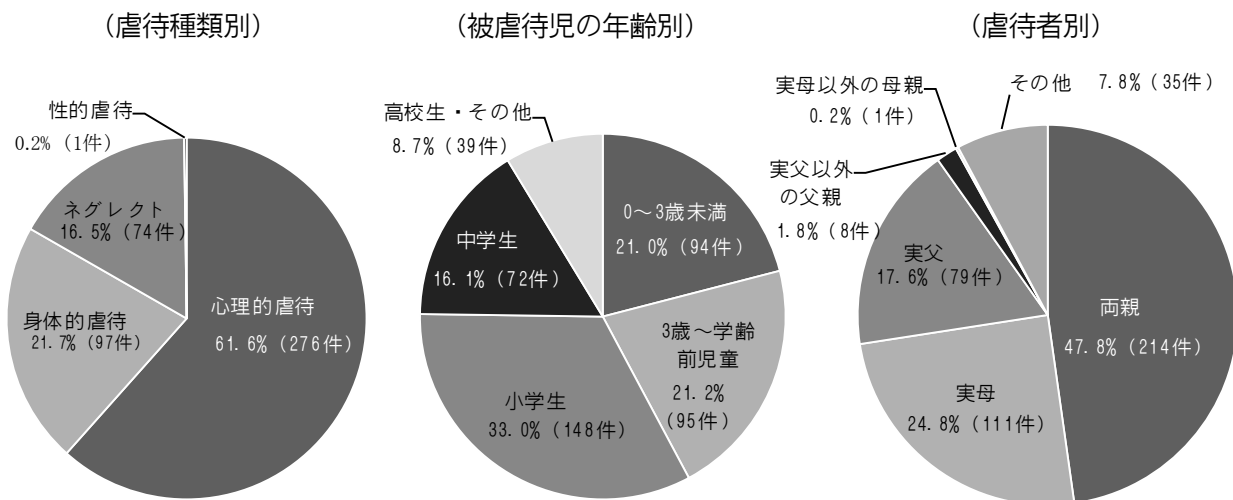
○児童虐待相談対応件数

	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
受付件数	697	799	655	726	650
対応件数	458	583	452	501	448

(注) 対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数

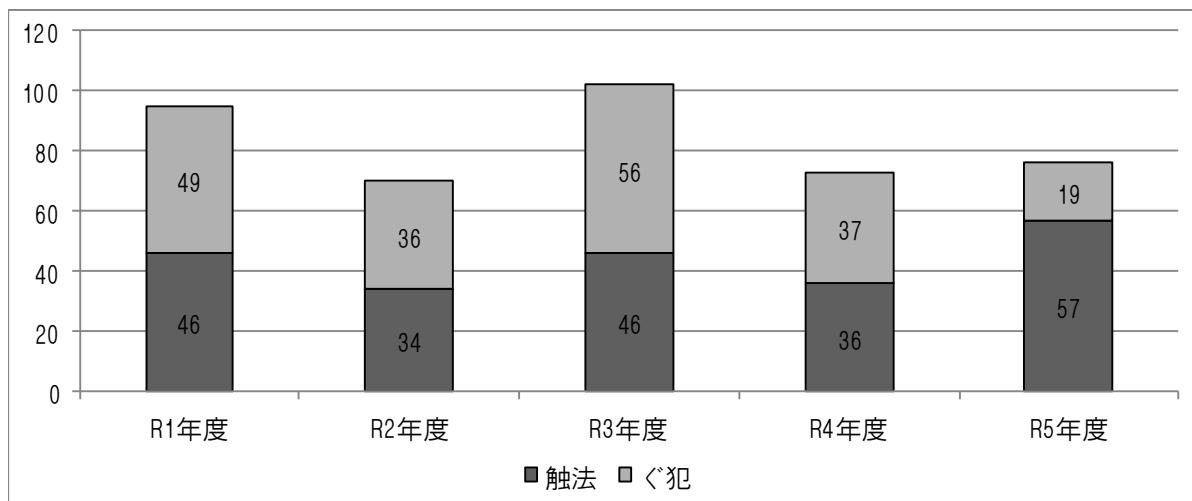
- 虐待種別^[27]では、心理的虐待が最も多く、身体的虐待、ネグレクトと続いています。被虐待児の年齢別では、小学生が最も多く、小学生以下となると全体の 75.2%を占めています。また、虐待者は両親が 214 件と最も多く、実父及び実母まで含めると全体の 90.2%を占めています。

○2023 (R5) 年度児童虐待対応件数の内訳



- 非行相談は 76 件で、相談件数全体に占める割合は 4.4%となっています。内訳ではぐ犯相談（度重なる家出や深夜徘徊など将来的に刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動）が 19 件、触法相談（刑罰法令に触れるものの本人が 14 歳未満であることから刑事責任は問われないもの）が 57 件となっています。

○非行相談件数の推移



第3章 こどもの権利擁護の取組

【策定要領項目】

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

(8)一時保護改革に向けた取組

1 基本的な考え方

こどもの権利擁護については、こどもの基本的人権を国際的に保障する条約として「こどもの権利条約（（児童の権利に関する条約））」が1989年の第44回国連総会において採択されました。この条約の中では、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項が、前文と本文54条において規定されており、1994年に日本も批准をしています。平成28年改正児童福祉法ではこどもが権利の主体であることが明確に位置付けられました。

また、平成28年改正児童福祉法に対する附帯決議（平成28年5月26日参議院厚生労働委員会）においても、「自分から声を上げられないこどもの権利を保障するため、こどもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」とされています。

さらに、令和4年改正児童福祉法において、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護等の行政処分の決定を行う際には、こどもの意見聴取等措置の義務化や、意見表明等支援事業の創設がされるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。

本計画においては、これらの法律等の趣旨に基づき、こどもの措置等の決定またはこどもの一時保護の実施にあたっては、聴取したこどもや保護者の意見を踏まえ、こどもの最善の利益の観点から行うものとします。

2 現行計画における目標の達成見込み

【前期計画第3章：子どもの権利擁護の取組】

評価指標	現状値	目標値		進捗状況
	R1 年度	R6 年度	R11 年度	R6 年度見込
一時保護中のこどもの権利擁護の取組の実施状況の確認（子どもに対するアンケート調査やヒアリングの実施など）	未実施	実施	実施	実施
児童養護施設や里親等への措置されるまたは措置されている子どもへの意見聴取等の実施状況確認（子どもに対するアンケート調査やヒアリングの実施など）	全施設で実施	全施設で実施	全施設で実施	全施設で実施

- ・ 措置されているこどもに対する権利擁護は取組が一定進んでおり、目標の達成が見込まれます。
- ・ 引き続き、措置実施時の丁寧な説明と意見聴取を行い、こどもの意向を尊重した支援に努めていくとともに、後期計画では、令和4年の児童福祉法改正により法定化された意見表明等支援事業の取組も含めた目標値の設定を行うこととします。

3 地域の現状（現在の整備・取組状況等）

（1）一時保護中のこどもの権利擁護

- ・ こどもの安全を迅速に確保する場合や、こどもの心身の状況や置かれている環境などの状況を把握するために、こどもを一時的に保護（一時保護）する場合があります。これは、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の福祉の観点から行われるものです。
- ・ 一時保護所の運営方法のほかこどもの権利擁護などが示された「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）では、一時保護の判断を行う場合、こどもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることや、一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を

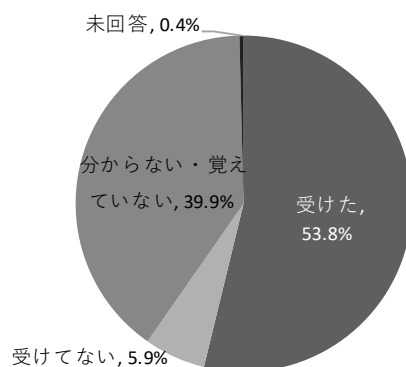
行うほか、こどもの意見が適切に表明されるような配慮を行うことが必要とされています。

- ・ このほか、第三者評価^[30]を活用した外部評価などを行うことや、こどもの学習の保障を行うとともに、一時保護中であっても通っていた学校へ通学できるような配慮を行うことが必要とされています。
- ・ 本県では、入所措置や一時保護実施の際に、児童相談所職員がこどもの年齢や発達状況等を考慮した丁寧な説明を行うとともに、こどもの意向を確認し支援方針に反映させているほか、一時保護所入所児童に対して「一時保護所権利ノート^[31]」により安心して生活する説明や、弁護士が定期的にこどもの希望や意向等について聴取を行っています。
- ・ また、一時保護継続の必要性について支援会等で検討し、一時保護所での一時保護が長期化しているケースについては、児童養護施設や里親等への一時保護委託に切り替えるよう努めています。
- ・ さらに、定期的に外部機関の第三者評価を受審して改善策を検討・実施しているほか、こどもの意見も踏まえた上で通学の可否について検討を行い、可能な限り登校できるよう努めています。登校ができないこどもについては、一時保護所への学習指導員の配置などにより学習の保障を行っています。

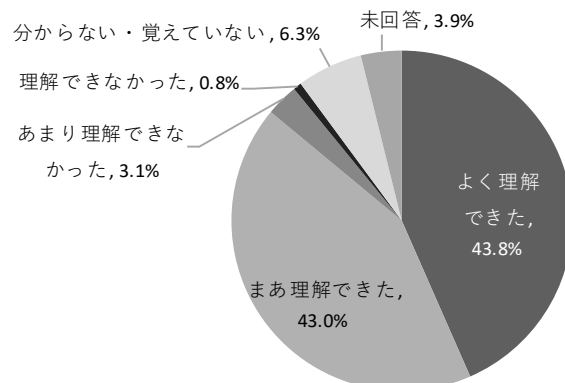
(2) 児童養護施設や里親等へ措置を行う際のこどもの権利擁護（意見聴取等措置）

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が義務化されました。
- ・ 意見聴取等措置について、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付けこども家庭庁通知）では、意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすくするための工夫等を行うとともに、言葉による意見表出が困難なこどもに対しても、イラスト等のコミュニケーションツールの活用や、合理的配慮の実践により、こどもが意見又は意向を表明できるよう最大限の配慮を行うことなどが重要であるとされています。
- ・ 本県では、措置する場合のこどもへの説明を行うにあたり、平成22年3月に児童相談所と高知県児童養護施設協議会が連携して作成した「子どもの権利ノート^[32]」を配布し、自分が守られる権利や守るべき義務、権利が侵害された場合の意思表示の仕方等について説明を行っています。また、令和4年4月には里親委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成し活用しています。
- ・ 令和6年度に実施した施設入所児童等（里親委託含む）を対象としたアンケート調査（R6.8.1時点の小学4年生以上の措置児童対象）（以下、この章において「アンケート調査」という。）によると、現在の施設や里親等に措置される際に、どうして措置されることになったのかについて、「説明を受けた」と回答したこどもは全体の53.8%となっています。また、「説明を受けた」と回答したこどものうち、説明について「よく理解できた」「まあ理解できた」と回答したのは86.8%となっており、説明を受けたと回答したこどものほとんどが、説明について理解をしていることが分かります。
- ・ 一方で、説明について「受けていない（5.9%）」、「分からない・覚えていない（39.9%）」といった回答も一定数あることから、引き続き、措置を行う際にこどもの年齢や発達の状況に応じて丁寧に説明を行う必要があると考えます。

○措置されることについての説明



○説明を「受けた」場合の理解度



- また、アンケート調査において、現在の施設や里親等に措置される際に、自身の気持ちや考えを児童相談所の人など大人に聞かれたかについて、「聞かれた」と回答したこどもは全体の31.1%となっており、「聞かれなかった」と回答したこどもが10.5%、「分からない・覚えていない」と回答したこどもが54.6%で最も多くなっています。上段の「説明を受けた」と回答したこどもに比べると「聞かれた」と回答したこどもは少ない状況であるため、こどもの意見が適切に表明されるような配慮等について、引き続き取り組む必要があります。

○措置される際に、自身の気持ちや考えを児童相談所の人など大人に聞かれたか



(3) 児童養護施設や里親等へ措置されているこどもの権利擁護（意見表明等支援等）

- 児童福祉法第2条*の趣旨を実現するに当たっては、こどもが意見表明する機会の確保だけでなく、その意見表明等を支援する仕組みを合わせて構築することが重要であることを考慮し、令和4年改正児童福祉法において、意見表明等支援事業*が創設され、その着実な実施に向けて必要な措置を講ずることが都道府県の努力義務となりました。

*【児童福祉法第2条】

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

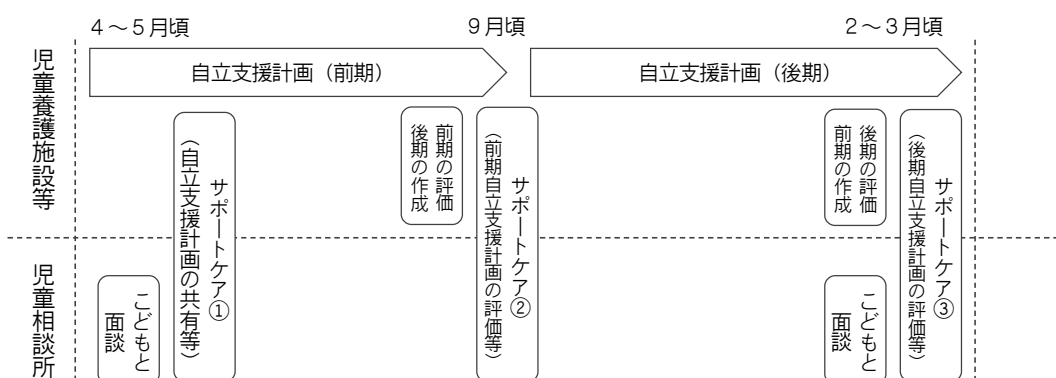
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

*【意見表明等支援事業】

児童相談所職員以外の第三者（意見表明等支援員）が、措置等の決定や里親や施設、一時保護所の生活等において、こどもの意見・意向等を聴取し、こどもの希望に応じて、関係機関等にこどもが意見表明することを支援したりこどもの意見・意向を代弁する等の必要な支援を行うもの。

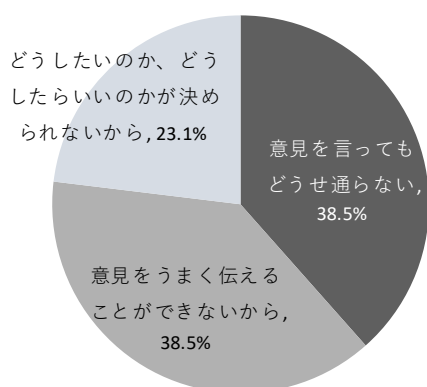
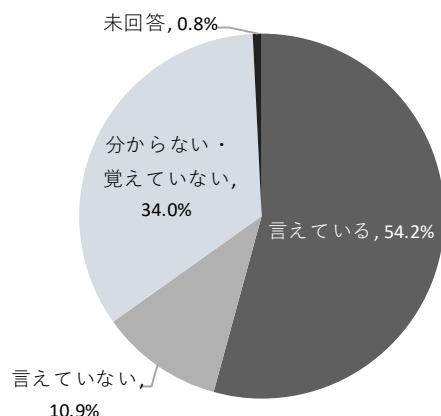
- 児童養護施設等では、個々のこどもの支援に係る計画である自立支援計画を作成しており、定期的（少なくとも半年に1回）に評価及び計画の見直しを行っています。自立支援計画の作成、評価、見直しについては、こどもの年齢や発達の状況に合わせて意向を聴取したうえで行っています。
- また、児童相談所においても、担当児童福祉司^{〔35〕}が定期的にこどもと面談を行い、聴取した意見を踏まえて児童養護施設等と支援方針を共有・検討する「サポートケア」事業を実施しています。

○サポートケア事業（年間のイメージ）



- アンケート調査によると、サポートケアの際に言いたいことが言えているかということについて、「言えている」と回答したこどもは 54.2%でした。一方で「言えていない (10.9%)」と回答した場合の理由は、「自分の意見を言ってもどうせ通らない (38.5%)」、「自分の意見をうまく伝えることができない (38.5%)」、「自分がどうしたらいいのかが決められない (23.1%)」となっています。

○サポートケア時に言いたいことが言えているか ○言えていない場合その理由



- また、アンケート調査において、意見表明等支援事業（アドボケイド）の説明をしたうえで、当該事業を活用して話を聞いてもらいたいかということについて、「話を聞いてもらいたい」と回答したこどもは全体の 10.1%と一定のニーズが確認された一方で、「分からない」と回答したこどもは 56.7%であり、当該事業の実施を通じたアクセスしやすい環境整備が必要であると考えられます。

○意見表明等支援事業（アドボケイド）を活用して話を聞いてもらいたい



(4) こどもの権利擁護に係る環境整備

- 令和4年改正児童福祉法では、施設等への入所や一時保護等の措置の実施や措置期間中のこどもの意見又は意向に関して、都道府県の児童福祉審議会^[48]等による調査審議・意見具申が行われるようにすることやその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが、都道府県の業務として位置づけられました。
- 本県では、令和6年に高知県児童福祉審議会運営規程を改正し、こども本人又はこどもに関わる関係機関が児童福祉審議会に意見を申立て、こどもからの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会でも審議し、必要な場合には県や児童相談所等の関係機関に意見を具申できるよう、児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の環境整備を行いました。
- また、前述(1)から(3)の取組のほか、児童養護施設等においても、意見箱^[14]の設置や第三者委員^[15]の配置など、こどもの権利擁護の取組が一定進んでいます。
- 一方で、アンケート調査では権利擁護の取組について、「分からない・覚えていない」といった回答が多く、こどもの権利や権利擁護の仕組みについて周知等を行うことで、認知度、理解度（わかりやすさ）や利用度（利用しやすさ）を高めていく必要があります。また、低年齢で入所したこどもについては、折にふれ繰り返し伝える機会の確保や、説明機会を複数回確保することも重要です。

4 高知県における取組の方向性（整備・取組方針等）

- 措置及び一時保護等に当たっては、こどもの年齢や発達状況等を考慮した丁寧な説明を行うとともにこどもの意見聴取を実施し、こどもの意向を尊重した支援に努めます。
- 一時保護のこどもの権利擁護の観点から、一時保護所の第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を実施します。
- こどもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とするほか、当該環境での保護継続について、こどもや保護者等の状況を踏まえ、その必要性を定期的（少なくとも2週間ごと）に検討します。
- こどもの意見も踏まえ、一時保護中でも可能な限り学校へ登校できるよう努めるとともに、登校できない場合にあっても、一時保護所内での学習時間の確保、インターネット学習の環境整備等による学習の保障を図ります。
- 児童養護施設や里親等へ措置される場合の意見聴取等措置や、措置されているこどもへの意見表明等支援などの取組を通じた、こどもの権利擁護に係る環境整備を行います。また、「子どもの権利ノート」の活用など、権利擁護の取組を通じて、こども自身がこどもの権利について知る機会の確保に努めます。
- 社会的養護に関わる職員に対すこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等を実施します。
- 入所児童等を対象としたアンケート調査を定期的（年1回程度）に実施し、こどもの権利擁護に関する取組の評価を行うとともに、社会的養護施策等に関する意見の集約に努めます。

5 評価のための指標（資源の必要量等、整備すべき見込量等、定量的な整備目標）

【指標の見方（以下の指標についても同様）】

※表頭の「R○」は「R○年度」である。

※「－」の表記は、【基準値】の場合「指標となる基準がない」または「把握ができない」ものを差します。【整備すべき見込量等】の場合、「すでに整備目標を達成している場合」を差します。

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数(A)、受講者数(B)	実施回数	3	取組の継続	取組の継続				
	受講者数	34						
②意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数(A)、割合(B)、そのうち事業を利用したこどもの割合(C)、第三者への事業委託状況(D)	A)人	800～900	800～900	全ての措置児童等が利用可能				
	B)%	100	100	－				
	C)%	－	50	対前年度比維持又は増				
	D)状況	委託等による実施	委託実施	委託実施(委託の継続)				
③措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか(E)）・利用度（利用したことがあるか(F)・利用しやすいか(G)）・満足度（利用してどうだったか(H)）	E)%	－	対前年度比維持 又は増	対前年度比維持又は増 (アンケート調査により把握)				
	F)%	－						
	G)%	－						
	H)%	－						
④措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	理解度(%)	－						
⑤措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	割合(%)	100	100					
	満足度(%)	－	対前年度比維持 又は増					
⑥児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立件数	設置状況	有 (R6 設置要領改正)	有 (現行取組を継続)	有				
	申立件数	0	希望に応じて実施	－				
⑦社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	参画有無	有	有	有				
	ヒアリング等の有無							

第4章 代替養育を必要とするこどもへの支援

【策定要領項目】

- (5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (12)障害児入所施設における支援

1 基本的な考え方

こどもの最善の利益を踏まえ、さまざまな理由により家庭環境にとどまることができないこどもについて、「こどもの権利条約」では「国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」ものとし、これらのこどものために条約締結国は「代替的な監護を確保する」こととされています。

平成28年改正児童福祉法では、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされています。

本計画においては、代替養育^[5]を必要とするこども数の見込を推計するとともに、法律等の趣旨を踏まえ、必要な代替養育の体制確保に努め、代替養育を必要とするこどもについては、こどもの意見等を尊重するなどし、必要とされる養育環境を確実に提供するものとします。

2 現行計画における目標の達成見込み

【前期計画第4章：代替養育を必要とする子どもへの支援】

里親等委託率の目標値	目標値		進捗状況
評価指標	R6 年度	R11 年度	R6 年度見込
3歳未満の子ども	40%	65%	26.1%
3歳以上～就学前の子ども	40%	60%	54.5%
学齢期の子ども	35%	50%	27.3%

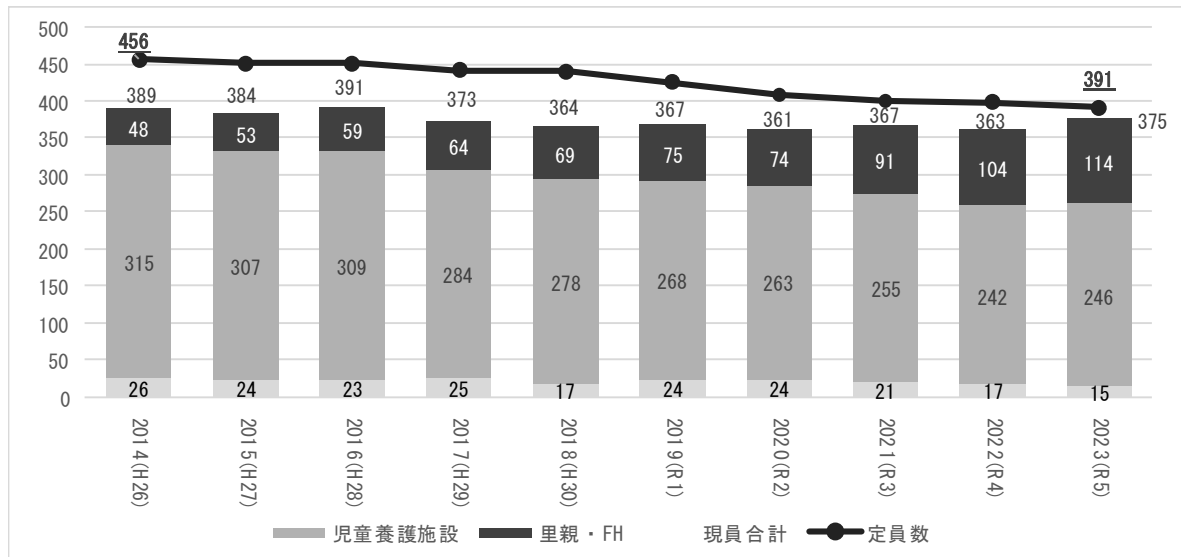
- ・ 3歳以上～就学前のこどもについては、令和6年度の目標値の達成を見込んでいますが、その他は目標値に届いていない状況です。
- ・引き続き、フォスタリング業務に取り組み、里親登録数を増加させるなど、里親支援体制の整備の必要があります。

3 地域の現状（現在の整備・取組状況等）

（1）代替養育を必要とするこども数

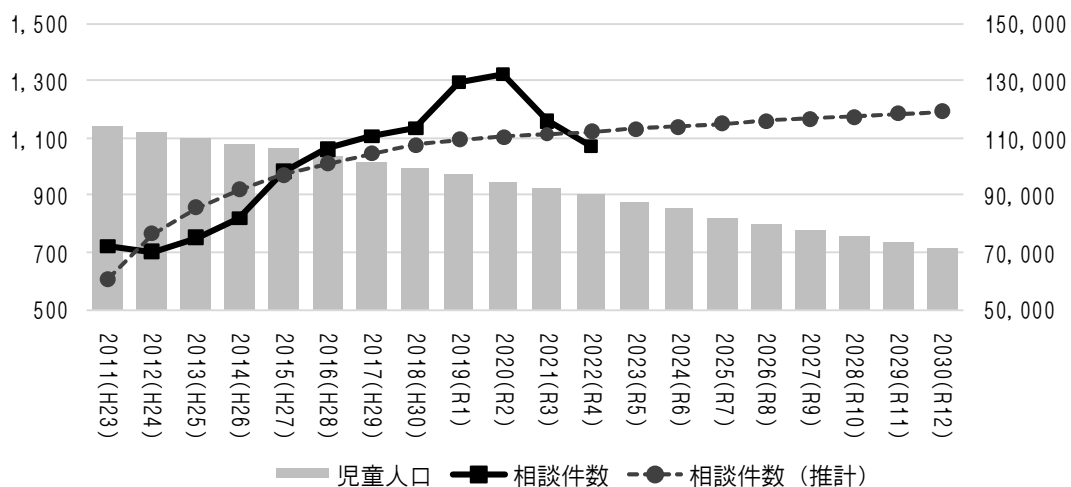
- ・ 代替養育を必要とするこどもの数は、直近10年は年度ごとのばらつきはありますが、ほぼ横ばいの状況にあります。
- ・ また、乳児院や児童養護施設への入所児童数は定員数と共に減少傾向にあるのに対して、家庭養育優先の原則を踏まえた里親やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）への委託児童数は増加傾向にあり、直近10年で2倍以上に増加（48人→114人）しています。

○高知県における措置児童数及び施設定員数の推移（子ども家庭課調：各年度末における数値）



- 県内のこども人口は年々減少しており、今後もその傾向は継続する見込みです。一方で、児童相談所における相談件数は高止まりの状況が続いています。そのため、今後の代替養育を必要とすることも数の見込み量を推計するにあたり、こども人口の減少のみならず、児童相談所における相談件数の推移も考慮して見込数を推計するものとしします。

○高知県における児童相談所の養護相談及び育成相談の相談件数とこども人口の推移



*算出方法

子ども人口：2023年までは「月別推計人口」（高知県）における0～19歳以下の推計人口をもとに令和2年国勢調査における19歳以下人口（104,345人）に占める18歳及び19歳人口（11,358人）のおよその割合（0.1）を乗じて得た数を控除して算出。基準月はそれぞれ10月時点。2023年以降は第2章におけるこども人口の将来推計をもとに推計。

相談件数：児童相談所における養護相談及び育成相談件数（福祉行政報告例）

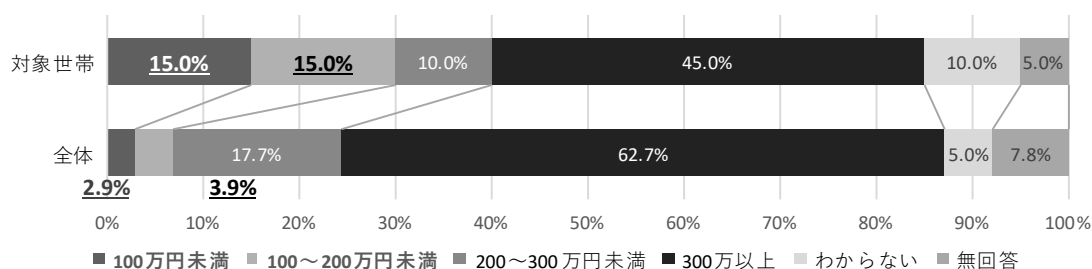
相談件数（推計）：相談件数をもとに対数近似により算出した数

- 高知県が令和6年度に実施した「高知県子どもの生活実態調査」によると、こどもが両親以外の保護者（祖父母、その他の親族）と同居している世帯（全体の1.5%）のうち、30%は世帯収入が年間200万円未満で児童扶養手当や遺族年金などの制度による支援を受けていないことが分かっています。
- また、同じくこどもが両親以外の保護者（祖父母、その他の親族）と同居している世帯の10%において、こどもが教育に必要な経費の支払いが困難となった経験があると回答しています。これらの世帯については、親族里親等の制度を活用することにより、こどもが教育に必要な経費などの支援を受けられ

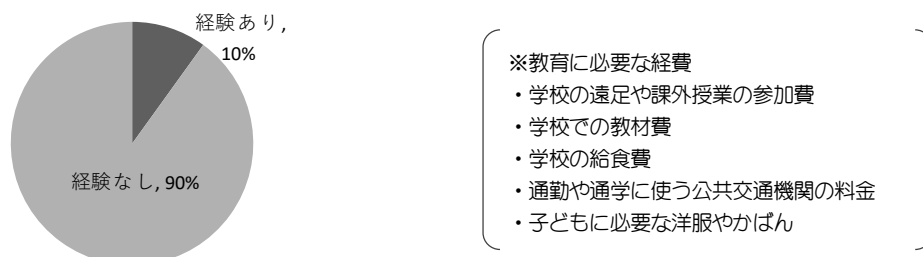
ることから、潜在的に支援を必要としているものとして見込み量を推計するものとします。

○両親以外の保護者と同居しているこどもの世帯における世帯年収の分布

* 出典『高知県子どもの生活実態調査』



○教育に必要な経費（※）の支払い困難経験の有無 * 出典『高知県子どもの生活実態調査』



【代替養育を必要とするこども数及びその内訳（潜在値も含めた推計値）】

※前述の地域の現状等を踏まえた、本県における見込数

	(参考) R5 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
★代替養育を必要とするこども数【需要量】(①)	375 人	499	503	508	512	514 人
うち3歳未満のこども数	23 人	44	48	51	54	56 人
うち3歳以上～就学前のこども数	44 人	45	40	37	34	32 人
うち学齢期のこども数	308 人	410	415	420	424	426 人
★里親・ファミリーホームへの委託が適当と思われるこども数(②)	114 人	—	—	—	—	279 人
★児童養護施設等への委託が適当と思われるこども数(③=①-②)	261 人	—	—	—	—	235 人
代替養育を必要とするこどもに対する適切な養育環境【供給量】						
里親・ファミリーホーム数(⑨)	155 組	—	—	—	—	340 組
児童養護施設等の定員数(⑩) ※()内は R6. 4. 1 時点	391 人 (347 人)	—	—	—	—	296 人

(2) 特別養子縁組等及び里親・ファミリーホームへの委託の推進

- ・平成 28 年改正児童福祉法において、「家庭と同様の環境における養育の推進」が新たに追記され、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親家庭等への委託を進める家庭養育優先原則が示されました。
- ・平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめられた、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」においては、愛着形成^[56]の必要など、こどもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められています。

①特別養子縁組等

- ・ 特別養子縁組^{〔17〕}及び普通養子縁組^{〔18〕}に関する相談・支援は、児童相談所の業務として位置付けられており、成立後半年間の児童福祉司指導^{〔34〕}等による援助を継続した後も、必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこととされています。また、児童相談所運営指針では、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要であるとされていますが、四国内には民間あっせん機関がない状況です。

②里親等の概況

- ・ 里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型があり、それぞれの特色を生かしながら養育が実践されています。なお、ファミリーホームは、里親や児童養護施設等でこどもの養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5人又は6人のこどもを養育する事業となっており、複数の委託児童の相互の交流を活かした養育が行われています。

○里親の類型

種類	概要
養育里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者のうち、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたもの
専門里親	省令で定める養育里親であって、次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたもの ① 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ② 非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童 ③ 身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童
養子縁組里親	要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、かつ、省令で定める研修を修了したもののうち、養子縁組里親名簿に登録されたもの
親族里親	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの

- ・ 高知県内における里親の状況は、令和5年度末時点において里親登録数（ファミリーホーム含む）は155組、里親委託率は30.4%であり、2018（H30）年度末時点の里親登録数78組、里親委託率19%と比較するといずれも増加しています。
- ・ また、里親登録（組）数における親族里親の比率は、令和4年度末時点で、全国平均が約3.7%であるのに対し、高知県は約24.8%と全国で最も高い比率となっています。

○里親登録数等（ファミリーホーム含む）の推移

	H30	H31	R2	R3	R4	R5
里親登録数(①＝②＋③＋④)	78	90	97	118	133	155
養育里親(②)	54	57	66	84	95	113
うち専門里親	2	2	2	2	4	4
養子縁組希望里親	11	14	18	23	25	29
うち養育里親と兼ねる	5	5	11	18	20	23
うち養子縁組のみ(③)	6	9	7	5	5	6
親族里親(④)	18	24	24	29	33	36
里親等委託率	19.0%	20.3%	20.5%	24.8%	28.8%	30.4%

③里親等委託率^{〔16〕}

- ・ 「里親等委託の更なる推進について」（令和6年3月12日付けこ支家第126号こども家庭庁支援局

長通知)により、都道府県社会的養育推進計画の見直しにあたっては、「全ての都道府県等において、令和11年度末までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい」と示されました。

- ・ 本県における里親等委託率の目標値については、当該通知に則り、本章3(1)により推計した、本県における代替養育を必要とするこども数を踏まえて設定することとします。
- ・ なお、個々のこどもに対する具体的な措置は、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるものであり、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないことに留意する必要があります。

④里親等への支援

- ・ 里親へ委託後にこどもと里親間の関係性の悪化などから委託解除となることを「里親不調」といい、高知県でも毎年度若干数ではあるものの里親不調が生じています。
- ・ 児童養護施設等において職員と関係性が悪化した場合などは、施設内での生活グループや職員配置見直しなどにより、こども自身が施設を変わずに問題を解決できる場合がありますが、里親不調はこどもの生活の場所や場合によっては転校が必要になるなど、こどもに与える影響は非常に大きくなることから、里親不調を未然に防ぐために、委託後のこどもや里親家庭へのきめ細かな支援が必要です。
- ・ 里親等への委託については、質の高い里親養育を実現するため、平成28年改正児童福祉法において都道府県が行うべき里親に関する以下の4つがフォスタリング業務として具体的に位置付けられており、本県では、フォスタリング業務のうち「こどもと里親家庭のマッチング」を除く3つの業務について、民間の社会福祉法人へ委託(民間フォスタリング機関)しています。(令和6年度現在)

○フォスタリング業務の内容

里親のリクルート及びアセスメント	・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得 ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明 ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価
登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修	・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として活用 ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係を醸成
こどもと里親家庭のマッチング	・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを実施
里親養育への支援	・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握 ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネート ・ こどもと実親の関係性に関する支援を行い、こどもと里親の不安を緩和 ・ 委託が不調となった場合のこどもと里親双方への十分な支援 ・ 委託解除時の里親の喪失感を軽減するためのフォロー

- ・ また、こどもが委託されていない「未委託里親」については、委託に向けた準備やモチベーション維持のため、現在、児童養護施設等の里親支援専門相談員^[12]が訪問をするなど支援を行っています。
- ・ このような中、令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会社会的養育専門委員会の報告書において、「里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされたこどもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにすべきである。このため、里親支援機関(フォスタリング機関)を児童福祉施設として位置付ける」とされました。
- ・ これらを受け、令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに「里親支援センター」が創設され、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組が求められています。
- ・ 本県では、令和7年度から民間社会福祉法人において里親支援センターの設置が予定されています。

(3) 施設の小規模かつ地域分散化^[6]、高機能化^[7]及び多機能化・機能転換^[8]に向けた取組

- ・ 平成 28 年改正児童福祉法において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において養育することが適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう示されています。
- ・ 平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書では、里親不調の原因として多い順に「障害児や被虐待児などのケアに対応しきれなかったため」、「里親家庭に危害(暴力、器物破損、性被害など)が及んだため」となっており、ケアニーズの高いこどもへの対応の難しさが里親不調の大きな原因として考えられます。
- ・ 里親制度では障害のあるこどもや被虐待経験や非行等の問題行動のあるこどもなどケアニーズの高いこどもの養育を行う「専門里親」という種別がありますが、令和 4 年度末時点で、高知県内では 4 世帯、全国でも登録里親世帯のうち約 4.4%となっており、ケアニーズの高いこどもの養育は児童養護施設等においてなされているのが現状ですが、「できる限り良好な家庭的環境」が整備されることが望まれます。

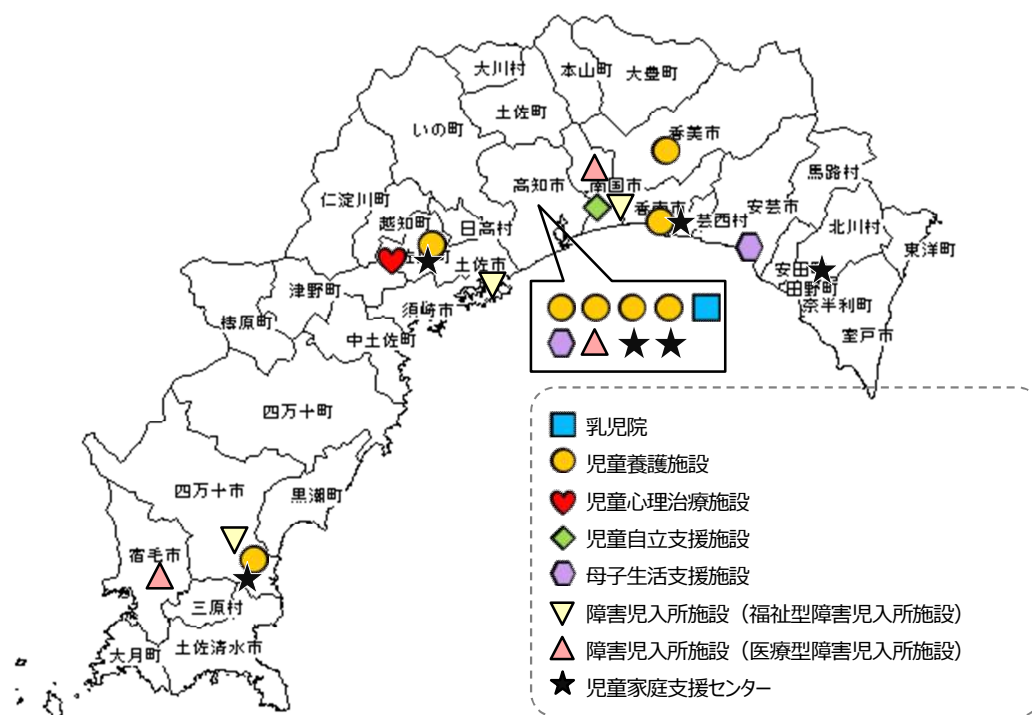
①児童福祉施設の概況

- ・ 本県では、児童福祉施設のうち、社会的養護を必要とするこどもを入所等させて支援する各種の児童福祉施設が下表のとおり設置されており、これらの施設では社会的養護を必要とする県外のこどもを受け入れることもあります。
- ・ 本県は、児童養護施設が多いことが特徴であり、社会福祉施設等調査（令和 4 年 10 月 1 日現在）によれば、人口 10 万人あたりの児童養護施設の定員数は全国 1 位となっています。

○県内の児童福祉施設の設置状況（令和 6 年 10 月 1 日現在）

施設種別	施設概要	箇所数	定員数 (人)
乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 37 条）	1	24
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 41 条）	8	323
児童心理治療施設	心理治療を必要とする児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 43 条の 2）	1	20
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 44 条）	1	40
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 38 条）	2	42 世帯
障害児入所施設	次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 42 条）	(福祉型)	(福祉型)
	一 福祉型障害児入所施設 日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与	3	50
	二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療	3	313
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第 44 条の 2）	6	—
里親支援センター	里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする（児童福祉法第 44 条の 3）	—	—

○県内の児童福祉施設の設置状況（令和6年10月1日現在）



②児童養護施設等に入所しているこどもの状況

- 令和5年2月時点において児童養護施設等に入所していたこどものうち、特別支援学校や特別支援学級へ通学するこどもが19.1%、行動上の課題があるこどもが22.7%いるほか、令和6年度に県子ども家庭課が行った代替養育を必要としている子ども数の推計に係る調査では、令和5年度の新規措置入所児童のうち複数の逆境的体験を経験しており問題行動等の発現が見込まれるこどもが46%となっています。

（参考）こども期の逆境的体験(Adverse Childhood Experience(ACEs))

こども期の逆境的体験とは、小児期における被虐待や機能不全家族との生活による困難な体験のことをいう。具体的には、「身体的虐待を受けたことがある」、「心理的虐待を受けたことがある」、「性暴力被害を受けたことがある」、「ネグレクト家庭で養育されていた」、「母がDV被害を受けていた」、「家族に精神疾患がある」、「家族に服役者がいる」、「家族にアルコールや薬物などの依存の問題を抱えている者がいる」、「片親または両親が不在」などがあり、これらの項目について、該当する場合をそれぞれ1点としてその合計点数をスコア化したものを、ACEスコアという。

このスコアが4点以上の人はスコアが0点であった人に対して、「アルコール依存」、「薬物乱用」、「うつ」、「自殺企図」が4～12倍、「喫煙率の増加と健康に関する自己評価の低さ」が2～4倍、「身体的活動性の低さと肥満の増大」、「より性的リスクの高い行動をとる」、「性感染症にかかる率が高い」、「若年死のリスクがより高い(スコアが6点以上になると非常に高い)」ことが報告されている。(Felitti et.al.,1998)

③児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

- 「できる限り良好な家庭的環境」を確保するためには、小規模かつ地域分散化された施設環境を整備することが重要となります。小規模かつ地域分散化された施設環境の種類は以下のとおりです。

地域小規模児童養護施設	本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う施設
分園型小規模グループケア	各グループごとに居室、居間及び食堂等入所しているこどもが相互に交流できる場所等を有し、家庭的な雰囲気の中で入所しているこどもに対して適切な援助及び生活指導を提供できる環境であり、本体施設の敷地外において実施するものを「分園型」、本体施設内において実施するものを「施設内」と区分しています。
施設内小規模グループケア	

- 本県では、小規模かつ地域分散化に向けて施設環境の整備により、小規模化は一定進んでいますが、地域分散化が課題となっています。

○県内の児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の状況 ※前期計画時から数値と単位を訂正

種別	2015 (H27)	2019 (R1)	2024 (R6)
地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケア	6 グループ	8 グループ	9 グループ
うち地域小規模児童養護施設数 (*グループ数)	3 グループ	3 グループ	3 グループ
うち分園型小規模グループケア (グループ数)	3 グループ	5 グループ	6 グループ
施設内小規模グループケア (グループ数)	19 グループ	20 グループ	24 グループ

④児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換の状況

- 児童養護施設等においては、養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員^{〔9〕}、心理療法担当職員^{〔10〕}、自立支援担当職員^{〔11〕}等）の配置や施設機能強化の取組を進めています。一方で、小規模化や専門職員の配置を行ううえで、直接処遇職員等の人材確保や専門職員の育成等が課題となっています。
- 本県では、児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換により、一時保護専用施設^{〔13〕}のほか、児童家庭支援センター、民間フォスティング機関、妊産婦等生活援助事業等が実施されており、各機能が地域における重要な役割を担っています。
- 児童養護施設等では、市町村から委託を受けて、子育て短期支援事業（ショートステイ）^{〔41〕}を実施しているほか、児童家庭支援センターにおいて、その他の市町村事業を実施しています。令和4年改正児童福祉法では、新たに家庭支援事業^{〔40〕}が制度化されるなど、市町村における地域での支援体制整備が求められており、施設の高機能化及び多機能化・機能転換による、市町村等との連携が期待されています。

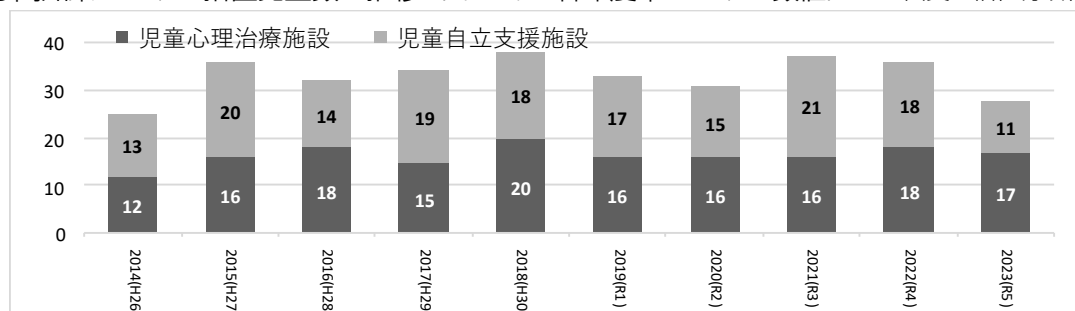
⑤南海トラフ地震への備えについて

- 高知県では今後30年以内に80%程度の確率で南海トラフ地震が発生すると言われており、高知県が平成24年12月に公表した被害想定では、最大クラスの地震・津波（L2）が発生した場合、児童養護施設等のうち6つの施設が浸水区域内に所在しています。令和6年8月には「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるなど、各施設においても災害時への備えが求められています。

⑥心理治療を必要とするこどもや非行や生活上の問題を抱えるこどもへの支援について

- 心理治療を必要とするこどもや非行や生活上の問題を抱えるこどもが入所する児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、本県に1か所ずつあり、入所のニーズは高い傾向にあります。
- また、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性が示される予定です。
- 本県では、令和4年から令和5年にかけて、県立児童自立支援施設の在り方について検討会を開催しました。検討会では、当該施設における高機能化及び小規模化、多機能化等の在り方や、施設としての機能強化等について意見が出されており、検討会の報告書に基づく取組を進めているところです。

○高知県における措置児童数の推移（それぞれ各年度末における数値） * 出典『福祉行政報告例』



(4) 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児の養育の特質を考慮すると、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。
- ・ 本県の福祉型障害児入所施設（3か所）のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数及び当該環境で生活している障害児の数は、下記のとおりです。

○福祉型障害児入所施設のユニット化等の状況（高知県障害福祉課調べ 令和6年5月1日時点）

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】
		R6 見込
①福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設(箇所)	1
②福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している 障害児の数	児童数(人)	3

4 高知県における取組の方向性（整備・取組方針等）

- 代替養育を必要としているこどもについて、こどもの年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進めていきます。

【特別養子縁組等及び里親・ファミリーホームへの委託の推進】

- 特別養子縁組について、対象となるこどもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるよう努めます。
- 里親支援センターを中心に児童相談所や関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、里親等による養育を必要とするこどもに対して十分な数の里親等の確保を進めます。
- 委託里親に対し、定期的（委託期間に応じて2週間に1回から年3回程度の頻度）に訪問支援を実施するとともに、未委託里親も含めて研修機会を確保することにより、委託前後のきめ細かな支援を充実します。
- 潜在的に支援を必要としているこどもに対して、親族里親等の制度を活用した支援を行うとともに、親族里親への支援の在り方についても検討を行います。

【施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組】

- 施設養育を必要とするこどもを十分に受け入れることができる施設定員数を確保します。
- 「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、施設の小規模かつ地域分散化を推進します。
- 専門職員配置加算^[21]や処遇改善加算^[22]の活用促進による施設職員の人材の確保及び、児童相談所が行う研修への参加の働きかけ等による人材の育成に向けた取組を進めていきます。
- それぞれの施設が持つ専門性を活かして、高機能化及び多機能化、機能転換を推進します。
- 障害のあるこどもが多く入所していることを踏まえ、障害福祉サービス^[49]等の実施も視野に入れつつ、障害特性に応じた適切な養育が提供されるよう努めます。
- 南海トラフ地震などの災害への十分な対策を行います。
- 児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、国において、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性が示される予定であり、その方向性を踏まえた本県での在り方等を検討します。
- 障害児入所施設においては、引き続き、障害特性に応じた養育環境を提供するとともに、「第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画^[50]」に基づいて、障害児やその家族への支援等を推進します。

5 評価のための指標（資源の必要量等、整備すべき見込量等、定量的な整備目標）

（１）特別養子縁組等及び里親・ファミリーホームへの委託の推進

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 （定量的な整備目標）				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	成立件数	2	個別判断	個別判断				
②民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	成立件数	0	個別判断	個別判断				
③親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	申立件数	1	個別判断	個別判断				
④里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	支援件数	2	個別判断	個別判断				
⑤特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	職員数 （延人数）	9	里親支援に携わる職員が受講	取組の継続				
⑥民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	連携の有無等	無	必要に応じて連携	—				
⑦里親等委託率（R5 末）	%	30.4	54.3	35	40	45	50	54.3
3歳未満	%	26.1	75	35	45	55	65	75
3歳以上就学前	%	54.5	75	58	62	66	70	75
学童期以降	%	27.3	50	32	37	41	46	50
⑧登録率*（R5 末）	%	64.4	102.7	72	80	88	96	102.7
⑨稼働率*（R5 末）	%	47.2	52.8	49	50	51	52	52.8
⑩登録（認定）数（組）（R5 末） ※以下は内数であるが重複も有	組	155	340	192	229	266	303	340
養育里親	組	113	211	19	19	20	20	20
専門里親	組	4	8	—	5	6	7	8
養子縁組里親	組	29	53	4	5	5	5	5
⑪ファミリーホーム数	箇所	5	7	5	5	5	6	7
⑫里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	回	3	3	—				
⑬里親支援センターの設置数 （⑭民間フォスタリング機関の設置数）	設置数	0 (1)	1 (1)	1	1	1	1	1
⑮児童相談所における里親等支援体制の整備	支援体制	整備済	体制の維持	体制の維持				
⑯基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数（R5 実績）	回数 （受講者数）	3回 (29 組 34 名)	取組の継続	取組の継続				

※登録率：代替養育を必要とするこども数に対する里親・ファミリーホームが受託可能なこども数

（里親登録（認定）数×平均里親受託こども数＋ファミリーホーム定員数）／代替養育を必要とするこども数

※稼働率：里親・ファミリーホームが受託可能なこども数に対する里親・ファミリーホームへ委託されているこども数

里親・ファミリーホーム委託こども数／（里親登録数×平均里親受託こども数＋ファミリーホーム定員数）

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを実施する施設数(及びグループ数)、入所児童数	施設数(グループ数)	4 (9)	6 (15)	4 (9)	4 (9)	6 (14)	6 (15)	6 (15)
	児童数(人)	48	対前年度比維持又は増	対前年度比維持又は増				
②養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数 *乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設	加算施設数(箇所)	11	対前年度比維持又は増	対前年度比維持又は増				
	加配職員数(人)	26		対前年度比維持又は増				
③養育機能強化のための事業(家庭生活体験事業等)の実施施設数	施設数(箇所)	9	対前年度比維持又は増	対前年度比維持又は増				
④一時保護専用施設の整備施設数	施設数(箇所)	1	1	—				
⑤児童家庭支援センターの設置施設数	施設数(箇所)	6	7	6	6	7	7	7
⑥里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	施設数(箇所)	1	1	—				
⑦妊産婦等生活援助事業の実施施設数	施設数(箇所)	1	1	—				
⑧市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと) 【子育て短期支援事業】	施設数(箇所)	11	11	—				
【養育支援訪問事業 ^[42] 】	施設数(箇所)	0	0	—				
【子育て世帯訪問支援事業 ^[43] 】	施設数(箇所)	0	0	—				
【児童育成支援拠点事業 ^[44] 】	施設数(箇所)	0	0	—				
【親子関係形成支援事業 ^[45] 】	施設数(箇所)	0	0	—				
【一時預かり事業 ^[46] 】	施設数(箇所)	0	0	—				

※⑧については、施設等ではなく児童家庭支援センターにおいて委託されることを想定しています。

第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築

【策定要領項目】

- (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県取組
- (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8)一時保護改革に向けた取組 (10)児童相談所の強化等に向けた取組

1 基本的な考え方

平成28年改正児童福祉法において、国及び地方公共団体は「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされ、その役割と責務が明確化されました。具体的には、市町村は基礎的な地方公共団体として身近な場所における支援業務を適切に行うこととされ、都道府県（児童相談所）は市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行うこととされています。

こどもの健やかな育成のためには、市町村と児童相談所が密に連携しながら、養育の困難さを抱える家庭に対する支援を行うとともに、代替養育による支援体制を確保し、こどもの最善の利益を守る体制の構築が必要です。

また、令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。都道府県に対しては、区域内で親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。

そのため、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援に取り組む必要があります。

本計画においては、県内全域においてこどもや家庭への支援体制が整い、こどもの安心・安全が確保されるよう、市町村への支援や児童相談所の機能強化等の取組を行うものとします。

2 現行計画における目標の達成見込み

【前期計画第5章：児童相談所及び市町村等の支援体制の構築】

評価指標	現状値	目標値		進捗状況
	R1年度	R6年度	R11年度	R6年度見込
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	2市町	全市町村に設置※2022(R4)年度*まで		22市町村
児童家庭支援センター設置数	5か所	6か所	7か所	6か所
児童相談所における児童福祉司及び児童心理司の配置	児童福祉司は国の基準を超えて配置	現行の配置水準を維持	現行の配置水準を維持	現行の配置水準を維持
児童相談所における市町村支援担当児童福祉司の配置	未配置 (行政職員を配置)	専任で配置 ※2022(R4)年度*まで		専任で配置
児童相談所における里親養育支援担当児童福祉司の配置	配置(兼務)	専任で配置 ※2022(R4)年度*まで		専任で配置

※「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の計画期間（2019～2022年度）に合わせて設定したもの

- ・ 子ども家庭総合支援拠点については設置が一定進んだものの、目標値は達成出来ていません。なお、令和4年改正児童福祉法を受けて、令和6年度からはこども家庭センターの設置が努力義務化（子ども家庭総合支援拠点は廃止）となったことから、改めて目標値の設定が必要となります。
- ・ 児童相談所の職員は、国が定める基準以上の配置を行っています。引き続き現行水準の維持に努めることとします。

3 地域の現状（現在の整備・取組状況等）

（１）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・ 特定妊婦^[51]等に対する支援については、市町村（こども家庭センター）における役割が特に重要となり、各市町村の要保護児童対策地域協議会^[52]において、特定妊婦等に対する支援状況の確認、援助方針の見直しや役割分担の確認などが行われています。
- ・ また、保健上必要に関わらず、経済的な理由により入院助産^[53]を受けることができない妊婦に対しては、県福祉保健所並びに市福祉事務所において、助産施設^[54]への入所措置を行っています。助産施設は、県内に５か所設置（休止中除く）されています。
- ・ このほか、県内には母子生活支援施設が２箇所設置されています。同施設はＤＶ被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設であるとともに、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所でき、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みがあり、出産後の親子分離を防ぐための予防的支援としての役割も期待されています。
- ・ 令和４年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。
- ・ 本県では、令和４年度から、産前・産後母子支援事業（令和５年度末で廃止）を活用し、民間社会福祉法人が行う、予期せぬ妊娠等に関する相談窓口（にんしん SOS 高知みそのらんぷ）の運営支援を行っていましたが、令和４年改正児童福祉法を受け、当該相談窓口を新たに妊産婦等生活援助事業として同法人に業務委託をしています。

【妊産婦等生活援助事業】

家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うもの。

- ・ 当該相談窓口には、相談件数が年間約 300～400 件程度あり、相談内容は「妊娠・避妊」「思いがけない妊娠（予期せぬ妊娠）」「中絶」が多いほか、医療機関への同行支援が必要なケースもあります。

（２）市町村のこども家庭支援体制強化

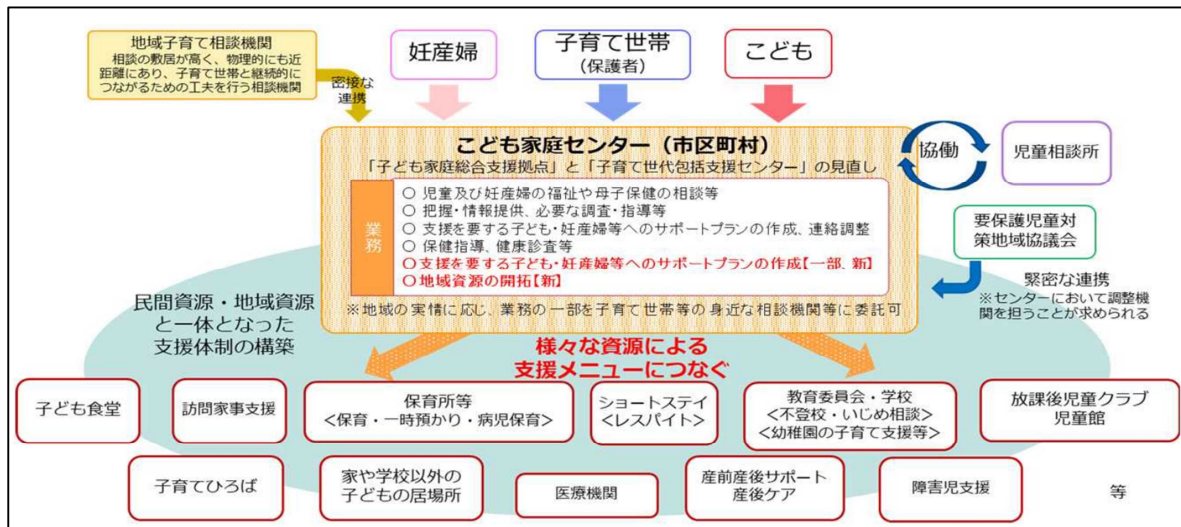
①市町村の相談支援体制の整備（要保護児童対策地域協議会とこども家庭センター）

- ・ 児童福祉法において、市町村は適切な支援を図るための情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置に努めなければならないとされており、本県では 2008（H20）年度末までに全市町村で設置されています。平成 28 年改正児童福祉法では、市町村の要対協の機能強化が規定され、要対協の調整機関には、国が定める研修を受講した専門職を配置することとされました。
- ・ また、平成 28 年改正児童福祉法では地域におけるこどもや家庭の相談に総合的に対応するための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の設置（努力義務）が規定されました。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、子ども家庭総合支援拠点を 2022 年度までに全市町村に設置することとされていましたが、財源や必要な職員の確保等の課題から、本県での設置は 22 市町村にとどまりました。
- ・ 令和 4 年改正児童福祉法では、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置について、市町村の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支

援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

- ・ 以上のことから、市町村においては、こども家庭センターの設置による一体的な相談支援体制の構築や、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプラン^[47]の作成等を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。
- ・ 本県では、市町村職員を対象とした研修会（児童福祉司任用前研修、要対協調整担当者研修ほか）を開催しているほか、市町村から希望があった場合に児童相談所において実地研修を行うなど、市町村の人材育成の支援も行っています。このほかにも、こども家庭センターの設置促進等を目的に市町村ヒアリング等を実施するなどし、相談支援体制整備の構築に向けた取組を進めています。

○こども家庭センターのイメージ



②市町村の家庭支援事業等の整備等

- ・ 市町村では、家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等にあたり、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込みや確保方策を位置付けて整備を行っていくこととされており、令和7年度を始期とする第三期計画の策定を進めています（令和6年10月現在）。
- ・ 家庭支援事業のうち、子育て短期支援事業（ショートステイ）については、各児童福祉施設を中心に実施（委託）をしておりますが、児童養護施設等が近隣にない地域もあることから、里親・ファミリーホームの積極的な活用が求められています。本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、未委託里親や新規登録里親も含めて、里親全体のスキルアップ（質の向上）が期待されており、本県においても、徐々に活用が広がっています。
- ・ 本県では、子育て短期支援事業の受入が可能な里親・ファミリーホームの名簿を作成し、希望のあった市町村へ名簿の提供を行うことで、積極的な活用を促進しています。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化

- ・ 児童家庭支援センターは、こどもに関する家庭などからの相談に対して必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うなど児童相談所や市町村の補完的役割を担う機関であり、児童相談所からの在宅指導措置委託^[19]や、市町村からの指導要請^[20]に基づく指導、家庭支援事業の委託を積極的に受けることなどにより、地域支援の機能強化が求められています。
- ・ 現在、本県では6箇所設置されていますが、福祉保健所圏域で見ると須崎福祉保健所管内では未設置となっています。

(4) 児童相談所の機能強化

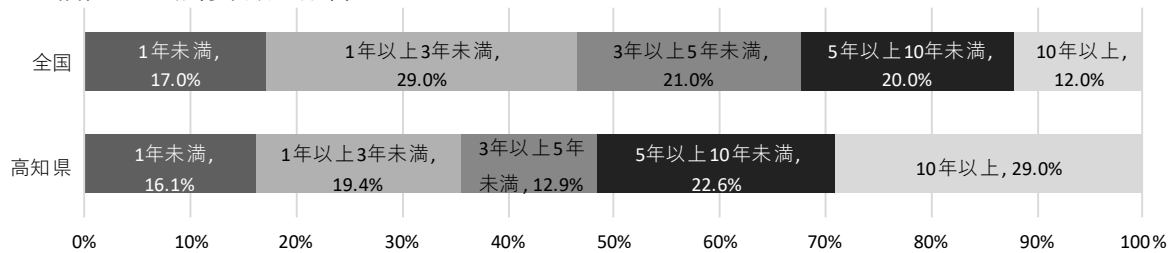
①児童相談所の設置状況

- ・ 本県には県が設置する児童相談所が2箇所（高知市・四万十市）あります。
- ・ 中核市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされていますが、本県では、中核市である高知市において設置はされていません。
- ・ また、都道府県は中核市が児童相談所の設置を検討する場合、課題解決に向けての支援を行うことが求められています。

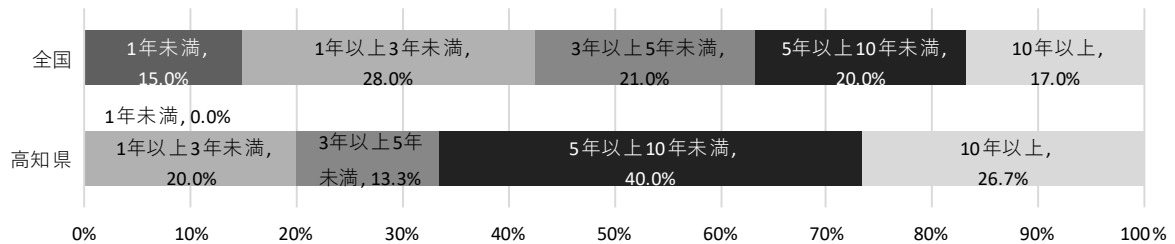
②児童相談所における人材確保・育成

- ・ 全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組が求められています。
- ・ 本県では、平成19年度に発生した児童虐待死亡事案を受け、児童相談所の専門性向上のために社会福祉士等の有資格者の採用を順次進めているほか、虐待対応強化等のための組織改正も行いながら相談支援体制の充実を図っており、児童福祉司は国の配置基準を上回って配置をしています。
- ・ こうした中、経験年数が3年未満の職員が約4割程度に上っていることから、児童福祉司の専門的技術に関する指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）についても国の基準を上回る配置を行い、人材育成体制の充実を図っています。

○児童福祉司の勤務年数別割合(R6. 4. 1) *出典 高知県：子ども家庭課調べ、全国：『全国児童相談所長会配付資料』



○児童心理司^[36]の勤務年数別割合(R6. 4. 1) *出典 高知県：子ども家庭課調べ、全国：『全国児童相談所長会配付資料』



- ・ また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所に市町村支援及び里親養育支援を専任で担う児童福祉司を配置しているほか、令和4年改正児童福祉法において、こども家庭ソーシャルワーカー^[55]が新たに児童福祉司の任用要件に追加されたことを受け、本県においても、児童相談所職員の受講を進めています。

③児童相談所における相談支援体制の強化

- ・ 年々増加する児童虐待相談への対応としては、弁護士や医師（小児科、精神科、法医学等）を非常勤職員として配置し、専門的な見地から助言を受けられる体制を整えているほか、児童心理司及び一時保護所職員を含め、外部アドバイザーの招聘による研修や事例検討に取り組んでいます。
- ・ 本県では、ケースワークの枠組みとして「サインズ・オブ・セーフティ」※1、こどもや保護者を支援

する視点として「トラウマインフォームドケア」※2を取り入れ支援に取り組んでいます。

※1 当事者の意見・考え、家族自身が持っている強さ、資源に焦点を当て、当事者と専門職が協働することによって、家族自身とセーフティパーソン(安全を守ることを手伝ってくれる人)が安全を構築していくことを支援するアプローチ。

※2 専門家等の直接支援に当たる人だけでなく、あらゆる立場の人がトラウマとその影響に関する基本的な知識を持ち、トラウマの知識を踏まえた理解や対応を行なえるようにする考え方。

④代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 本県では、児童相談所において、代替養育が必要となったこどもの措置先の決定に際し、まずは里親等委託を検討していますが、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもの年齢や発達特性、性格行動面での支援の困難性によっては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を検討するなど、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを原則としています。
- ・ また、令和2年度から、中央児童相談所では、代替養育中のこどもの処遇について、よりきめ細かなケースマネジメントが行える体制を整えました（現養育支援部）。
- ・ 児童相談所では、代替養育中のこどもに対しては、家族との交流が途絶えることがないように交流プランを作成しているほか、家庭復帰が望めず長期措置の可能性があるケースについては、こどもの年齢や家庭状況等に応じて里親委託を検討するなど、個々の状況に応じて必要な判断・支援を行っています。

⑤親子関係再構築に向けた取組

- ・ 親子関係再構築支援は、分離して生活している親子に限定した家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援とされており、親子の交流がない場合等も含め、こどもの生い立ちの整理や、きょうだい等の家族・親族等との関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれています。
- ・ 本県の児童相談所では、措置児童及び在宅支援ケース全てに対して、こどもの最善の利益を考慮し親子関係再構築の支援を行っています。
- ・ また、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」では、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムを行うことではなく、保護者支援プログラムは、親子関係再構築支援における支援メニューの1つの選択肢であり、アセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援方法を選択する必要があるとされています。
- ・ 以上のことから、親子関係再構築支援を実施するためには、児童相談所職員のアセスメント力や支援技術等の質の向上や、組織全体での支援体制整備が重要であるほか、市町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター等）とも連携してこどもと親の意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築が求められています。

(5) 一時保護の体制整備

- ・ 本県では、中央児童相談所（高知市）に一時保護所を設置しています。また、児童養護施設等における多機能化・機能転換の取組として、県内に一時保護専用施設が1箇所設置されています。
- ・ 令和4年改正児童福祉法において、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を定めなければならないこととされ、「一時保護ガイドライン」も併せて改正されました。具体的には、一時保護施設内の学習支援の充実に努めることや、一時保護施設内のルールが適切か、定期的に見直すことなどが盛り込まれています。
- ・ 同ガイドラインの内容を踏まえ、本県は令和7年3月に一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しました。
- ・ なお、一時保護中のこどもの権利擁護の現状等については、第3章に記載しています。

4 高知県における取組の方向性（整備・取組方針等）

（１）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 市町村に対して、助産制度や母子生活支援施設の活用の働きかけを行います。
- 妊産婦等生活援助事業については、事業概要を市町村や学校関係者、警察、薬局などに周知するほか、予期せぬ妊娠等の支援ニーズを抱える妊産婦等がアクセスしやすい環境整備に努めます。

（２）市町村のこども家庭支援体制強化

- こども家庭センターの全市町村での設置に向けた支援を行うとともに、専門性を持った職員が適切に配置されるよう、研修等による人材育成を行います。
- 子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、高知県こども計画との連動により把握していくとともに、必要に応じて事業が実施出来るよう支援を行います。
- 里親・ファミリーホームや母子生活支援施設を活用した子育て短期支援事業の実施を推進します。また、施設等における受入体制についても今後検討をしていきます。

（３）児童家庭支援センターの機能強化

- 市町村や児童相談所との連携によるきめ細かな相談対応や訪問支援が行き届くよう、児童家庭支援センターを全ての福祉保健所圏域に設置し、あわせて人材育成を行います。
- 市町村との連携による支援体制構築のため、指導要請及び家庭支援事業の委託を推進します。

（４）児童相談所の機能強化

- 児童相談所の職員（児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司^[37]、里親養育支援児童福祉司^[3]、児童福祉司スーパーバイザー）は、国が定める基準以上の配置を維持し、各業務における市町村や関係機関との適切な役割分担と連携を図り、支援体制の整備に努めます。
- 児童福祉司等への体系的な研修の実施のほか、弁護士配置、職員が医師等に日常的に相談できる体制を維持するなど、専門性の向上を図ります。
- サインズ・オブ・セーフティ、トラウマインフォームドケアの取組に関して、こどもや保護者に身近な関係機関（児童福祉施設や市町村、保育所や学校、医療機関等）とともに学び、実践する等により、こども・保護者理解を深め、関係機関との連携強化を図り支援の充実に努めます。
- こどもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントに努めます。
- 親子関係再構築支援の実施にあたり、その家庭や親子の課題に応じた適切な支援・ケアができるように、アセスメント力や支援技術等の各職員の質の向上をはかるほか、所内の体制整備（こどものパーマネンシー保障を見据えた部間連携）を検討していきます。
- 心理学的知見に基づく汎用性の高い支援アプローチについて継続して取組み、家族全体への支援方法の充実に努めます。
- 親子関係再構築支援を児童家庭支援センター等の民間機関との連携を検討していきます。
- 児童相談所職員の業務負担軽減などを目的としたICT活用について検討していきます。

（５）一時保護の体制整備

- 令和7年3月に制定した一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、一時保護所における学習支援の充実や、生活上のルールの特例・見直し等についても継続して取り組みます。

5 評価のための指標（資源の必要量等、整備すべき見込量等、定量的な整備目標）

（１）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	実施事業数 (箇所)	1	1	—				
②助産施設の設置数	設置数 (箇所)	5	5	—				
③特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	59	取組の継続	取組の継続				
	受講者数	1, 112	取組の継続	取組の継続				

（２）市町村のこども家庭支援体制強化

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①こども家庭センターの設置数	設置数 (市町村数)	8	34	17	34	34	34	34
②こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	15	取組の継続	取組の継続				
	受講者数 (延人数)	586	取組の継続	取組の継続				
③都道府県と市町村との人材交流の実施状況		市町村職員の研修受入	取組の継続	取組の継続				
④こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		有 (ヒアリング、情報共有の場を設定)	有	取組の継続				
⑤市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策		有 (ヒアリング、情報共有の場を設定)	有	取組の継続 (達成率については、こども計画とも連動して把握していく)				
⑥市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数		4 名 (延べ 68 日)	44	12	20	28	36	44

（３）児童家庭支援センターの機能強化

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①児童家庭支援センターの設置数【再掲】	設置数 (箇所)	6	7	6	6	7	7	7
②児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	件数(人月)	132	130	—				
	割合(%)	100%	割合のみ把握	(評価のための指標) 割合のみ把握				
③市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	箇所数	1	7	3	4	5	6	7

(4) 児童相談所の機能強化

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①児童相談所の管轄人口	中央(人)	595,672	—	—				
	幡多(人)	95,855						
②第三者評価を実施している児童相談所数・割合(分母:全児童相談所数)	箇所数 (割合)	2 (100%)	2 (100%)	(3年に1度を目安に受審)				
				1 中央	1 幡多	—	1 中央	1 幡多
③児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司	31	配置基準以上 (体制の維持)	国プラン等に基づき配置 (配置基準以上)				
	児童心理司	15						
④市町村支援児童福祉司の配置数	人	2	配置基準以上 (体制の維持)					
⑤児童福祉司スーパーバイザーの配置数	人	8	配置基準以上 (体制の維持)					
⑥医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	人(延数)	16(非常勤)	適正人数を配置	—				
⑦保健師の配置数	人(延数)	2	2	—				
⑧弁護士・児童福祉司の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	人(延数)	3(非常勤)	3(非常勤)	—				
⑨子ども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(A 児童福祉司任用後研修、B 子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修)の受講者数	A)受講者数	相談支援業務に携わる全職員	相談支援業務に携わる全職員	—				
	B)受講者数	2	10	4	6	8	9	10
⑩専門職採用者数(割合)	人(割合)	3 (100%)	状況に応じて採用 (100%)	状況に応じて採用				
⑪里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間※R5 年調査参照(R5. 2. 1 時点調査)	里親	約3年6ヶ月	日数のみ把握し、長短による評価は行わない	日数のみ把握し、長短による評価は行わない				
	ファミリーホーム	約2年6ヶ月						
	乳児院	約1年8ヶ月						
	児童養護	約6年10ヶ月						
⑫こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況		整備済	整備済 (体制の維持)	—				
⑬親子再統合支援事業による各種支援の実施件数		措置児童及び在宅支援ケース全てに実施	措置児童及び在宅支援ケース全てに実施	取組の維持				
⑭親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況		整備済	整備済 (体制の維持)	—				
⑮親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	44	研修の継続 (体制の維持)	児童福祉司任用後研修等により実施(相談支援業務に携わる全職員が受講)				
	受講者数 (延人数)	526						
⑯児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数(トラウマインフォームドケアに関する研修を記載)	実施回数 (参加者数)	1 (20)	研修の継続 (体制の維持)	—				
⑰民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	在宅指導措置委託件数	132	130	—				

(5) 一時保護の体制整備

策定要領項目		整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
		R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①一時保護施設の定員数	定員(人)	35	35	—				
②一時保護専用施設(A)や委託一時保護が可能な里親及びファミリーホーム(B)、児童福祉施設*(C)の確保数 *乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設	A)箇所	1	1	—				
	B)組数	43	80	50	58	64	72	80
	C)箇所	11	11	—				
③一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	11	研修の継続 (体制の維持)	研修の継続				
	受講者数	76	研修の継続 (体制の維持)	研修の継続				
④第三者評価を実施している一時保護施設数	箇所	1	1	(3年毎に受審)				
				—	1	—	—	1

第6章 社会的養護のこどもの自立支援

【策定要領項目】

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 基本的な考え方

こどもの自立については、児童福祉法第1条において「児童は、…その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とされており、こどもが自立に向けた支援を受けることはこども固有の権利として規定されています。

児童福祉法においては、児童の範囲を18歳未満の者としており、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととされています。しかしながら、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが十分に立っていないにも関わらず支援が終了した場合、それまで実施してきた支援の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になるおそれがあります。

平成28年改正児童福祉法施行前においても、こどもの自立の観点から必要と認められる場合には20歳に達するまで支援を継続できることとされていました。平成28年改正児童福祉法では、一時保護が行われたこどもについて20歳に達するまでの間引き続き一時保護を行っている者について施設入所等の措置を採ることができるようになるなど、支援を行うことができる対象が拡大されました。

また、令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。

本計画では、法律等の趣旨を踏まえ、社会的養護のこどもが社会の一員として自立した生活を営むことができるよう支援体制の構築を図ることとします。

2 現行計画における目標の達成見込み

【前期計画第6章：社会的養護の子どもの自立支援】

評価指標	現状値	目標値		進捗状況
	R1年度	R6年度	R11年度	R6年度見込
自立援助ホーム数	2か所	3か所	4か所	3か所

- ・ 令和6年度の目標値を達成する見込みとなっています。
- ・ 後期計画では、令和4年の児童福祉法改正により児童自立生活援助事業が強化されたことに伴い、各類型（Ⅰ型～Ⅲ型）での目標値の設定を行う必要があります。

3 地域の現状（現在の整備・取組状況等）

（1）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられました。
- ・ 次表については、令和4年度末時点において、自立生活援助事業の対象年齢の15歳以上の入所児童等のうち、（A）前年度からの措置延長児童数、（B）中卒の退所児童数、（C）高卒児童児童数並びに（D）そのうち措置延長が必要な児童数により、本県における自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込んだものです。毎年約40名程度が措置解除等により自立している状況です。

○自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（県子ども家庭課調べ）

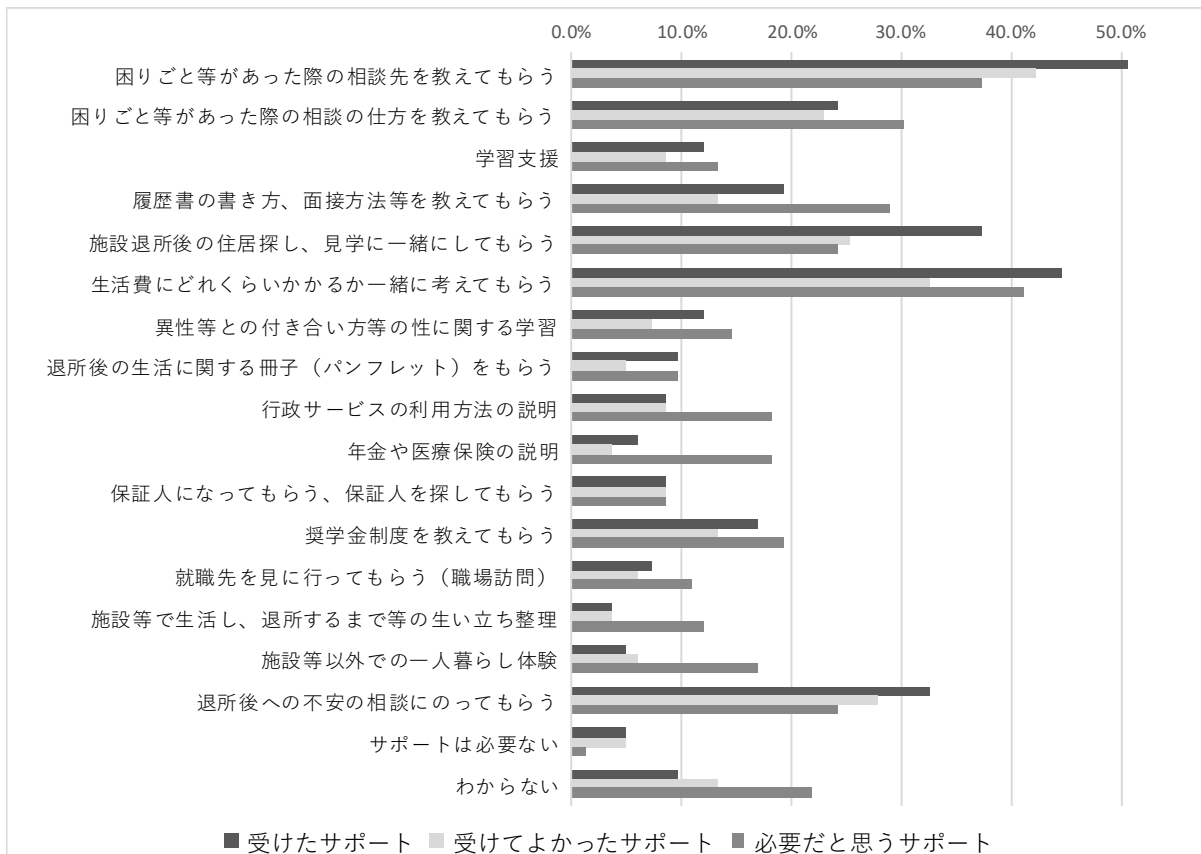
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	参考(R4)	R11 見込
(A) 措置延長児童数	9	11
(B) 中卒の退所児童数	9	11
(C) 高卒児童数	25	30
(D) (C) のうち措置延長が必要な児童数	6	7
計 (A) + (B) + (C) - (D)	37	45

※令和5年度児童養護施設等入退所状況等調査、福祉行政報告例（令和4年度報/第50及び第57）参照

②社会的養護経験者の実情把握

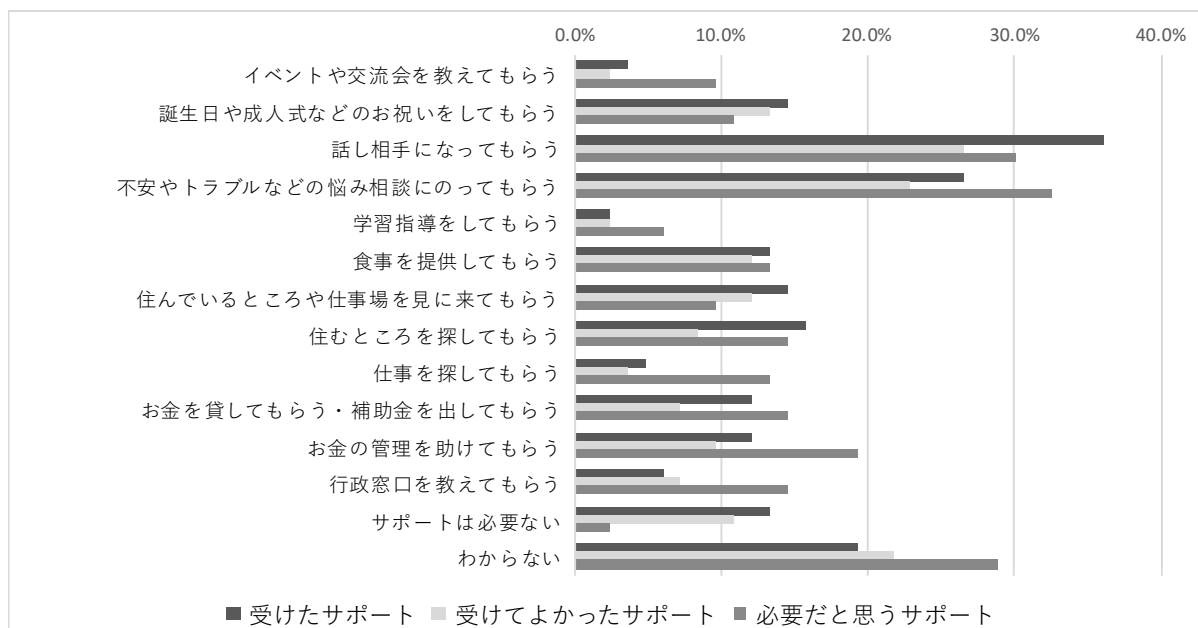
- ・ 本県では、高知県内の措置解除者等の生活状況や生活上の課題、支援ニーズ等を把握・整理するため、本人及び施設職員・里親家庭に対して退所から現在までの状況を確認し、今後の施設等のあり方や支援内容の検討を行うことを目的とした実態調査を令和5年度に実施しています。（調査対象者：平成30年4月～令和5年3月に中学校卒業以降で措置解除となった方（15歳～25歳））
- ・ 次の図は、退所に向けたサポートについて、「受けたサポート」「受けてよかったサポート」「必要だと思うサポート」の回答を比較したものになります。
- ・ 困りごとがあった場合の対応（相談先を教えてください、相談方法）や、生活費の計算、退所後の住居探し、退所後の不安に関する相談については、いずれも20%を超えており、満足度も高いことから、ニーズ相応のサポートが提供されていると考えられます。
- ・ 一方で、行政サービスの利用方法や、年金や医療保険の説明、施設以外での一人暮らし体験、生い立ち整理については、「必要だと思うサポート」の回答に比べて、「受けたサポート」及び「受けてよかったサポート」の回答が少なく、ニーズに応じたサポートが十分でない可能性が考えられます。

○退所に向けたサポートについて（N=83（複数回答可））



- ・ また、退所後の施設や行政・支援機関からのサポートについても、「受けたサポート」「受けてよかったサポート」「必要だと思うサポート」の回答を比較しました。
- ・ 話し相手になってもらうことや、不安やトラブルの悩み相談については、いずれも 20%を超えており、満足度も高いことから、ニーズ相応のサポートが提供されていると考えられます。
- ・ 一方で、お金の管理や、行政窓口を覚えてもらうこと、仕事を探してもらうことについては、「必要だと思うサポート」の回答に比べて、「受けたサポート」及び「受けてよかったサポート」の回答が少なく、ニーズに応じたサポートが十分でない可能性が考えられます。

○退所後施設や行政・支援機関からのサポートについて（N＝83（複数回答可））

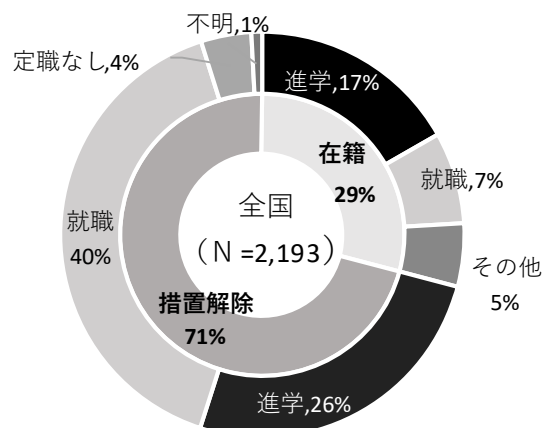
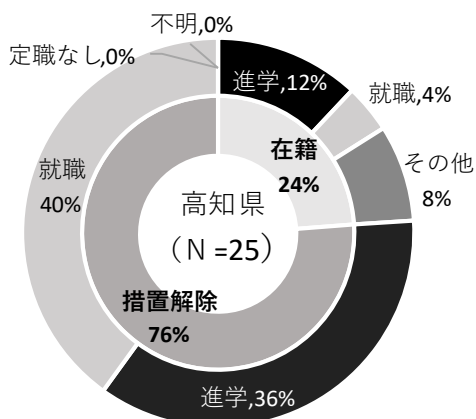


③高等学校卒業後の進路の状況

- ・ 児童養護施設等に措置されたこどもについて高等学校を卒業した者の多くは、大学等への進学または就職しています。令和4年度末に児童養護施設及び里親（ファミリーホーム含む）に措置されたこどものうち高等学校を卒業した者について、大学等への進学は 48%、就職は 44%となっており、全国と比較すると大学等へ進学する割合が高くなっています。なお、引き続き施設において生活しているこどもは 24%となっています。

○児童養護施設において令和4年度末に高等学校を卒業した者の状況

* 出典『社会的養護の現況に関する調査』



(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた支援

- ・ 児童養護施設等を措置解除となったこどもに対する支援は、児童養護施設等の役割の一つとして法律上位置付けられています。それぞれの施設では、自立支援担当職員を配置するなどし、措置解除後の相談や自立のための支援を行っていますが、本県では、さらに手厚い支援を行うことを目的として専従の職員を配置した場合にその配置に係る経費の助成を行っています。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 37 条 乳児院は、乳児（保護上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第 41 条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

- ・ また、高知県社会福祉協議会において、児童養護施設等の退所者等の自立支援を目的に、生活費や居住費支援、資格取得のための貸付事業を実施しています。

(3) 児童自立生活援助事業の実施

- ・ これまで、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）及び就学者自立生活援助事業では、こどもの自立を図る観点から、義務教育を終了した者であって就職や修学をする者に対して、20 歳（最大 22 歳）に達するまで共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助や就業の支援等を行う事業として実施していましたが、令和 4 年改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業の実施場所や一律の年齢制限の弾力化がなされ、年齢ではなく児童等の置かれている状況等を踏まえ支援を受けることができるようになりました。
- ・ また、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになり、Ⅰ型（自立援助ホーム）、Ⅱ型（児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設）及びⅢ型（里親・ファミリーホーム）の 3 類型となりました。
- ・ 本県では、令和 6 年 10 月現在でⅠ型が 3 箇所、Ⅱ型が 1 箇所、Ⅲ型が 5 箇所となっていますが、やむを得ず県外の自立生活援助事業（Ⅰ型）へ入居せざるを得ない者がいるほか、継続的な支援ニーズがある入所児童もいることから、児童自立生活援助事業のさらなる確保が求められています。

(4) 社会的養護自立支援拠点事業の実施

- ・ これまで、措置解除となった者に対して生活等の相談支援については、「社会的養護自立支援事業」として児童家庭支援センターに委託して実施をしていましたが、令和 4 年改正児童福祉法により、当該事業が廃止となり、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。
- ・ 本県では、令和 6 年度から民間社会福祉法人に同事業を委託し、「社会的養護自立支援拠点事業所にじいろステーション」において事業を実施しています。

(5) 児童自立支援施設を退所したこどもへの支援

- ・ 児童自立支援施設については、ほとんどのこどもが高等学校への進学の際に、措置解除となります。
- ・ 措置解除となり、平成 29 年度から令和 3 年度に高等学校へ進学した 48 名のうち、約 6 割（29 名）が中途退学しています（卒業 18 名、在学中 1 名）。このうちの大半は高等学校 1 学年で中途退学している状況にあります。

- ・ また中途退学については、家族関係の問題や学業不振、怠学、交友関係による影響、非行行動の再発などの要因が重複して発生していると考えられます。
- ・ このため、中途退学を防止し、安定した学校生活を継続するためには、退所後の支援の充実に加え、入所中からの親子関係構築支援等の家庭支援や出身中学校等の地域の関係機関と連携した自立支援の実施などの手厚い支援が必要です。
- ・ こうした現状も踏まえ、現在、家庭支援専門相談員の配置による家庭支援や退所後の支援を実施しているほか、入所早期からの地域の関係機関と協働した自立支援計画の策定と実施に取り組んでいます。

4 高知県における取組の方向性（整備・取組方針等）

- 社会的養護自立支援拠点事業を継続するとともに、児童自立生活援助事業のさらなる確保を進め、児童養護施設や里親家庭等を退所したこどもへの支援に取り組んでいきます。
- 児童養護施設等において、措置解除となる前から自立の支援や学習の支援を行うことができる体制を確保します。
- 児童自立支援施設を退所したこどもが継続して高等学校に通うことができるよう支援を行うことができる体制を整備します。
- 社会的養護経験者等の支援者同士の連携を深めるため、児童相談所や児童福祉施設、里親、自立支援機関等の関係機関が協議を行う場である社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備について検討していきます。

5 評価のための指標（資源の必要量等、整備すべき見込量等、定量的な整備目標）

策定要領項目			整備・取組状況 【基準値】	資源の必要量等 【整備目標】	整備すべき見込量等 (定量的な整備目標)				
			R6 見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
①児童自立生活援助事業の実施 箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型	実施箇所数	3	3	—				
		入居人数	6	10	8	10	10	10	10
	Ⅱ型	実施箇所数	1	2	1	1	1	1	2
		入居人数	5	10	5	5	5	5	10
	Ⅲ型	実施箇所数	5	ニーズに応じて実施	ニーズに応じて実施				
		入居人数	5						
②社会的養護自立支援拠点事業の整備 箇所数	箇所数		1	1	— (状況により増設検討)				
③社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況			情報提供の場の活用	情報提供・事例検討の場の整備	情報提供・事例検討の場の整備				

高知県社会的養育推進計画（後期計画）

別 冊

【 用 語 集 】

- 当該用語集は、高知県社会的養育推進計画（後期計画）中の用語について解説したものであり、一部簡略的に解説しているものがあります。また、用語は分類化しており、計画中の記載順どおりとはなっていません。

■計画全体に関する内容

番号	用語	意味
1	社会的養育	地域の子育て支援なども含めて、社会全体で子どもやその家庭を支援・養育すること。
2	社会的養護	様々な事情で家庭で暮らすことのできない子どもたちを家庭に代わって、公的責任で養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
3	家庭養育優先原則	国及び地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること。
4	パーマネンシー	「パーマネンシー（permanency）」を直訳すると「永続性」という意味。児童福祉分野における子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保証することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点となるもの。
5	代替養育	何らかの事情により、保護者と分離し、里親や施設等による養育を行うこと。

■施設・里親等に関する内容

番号	用語	意味
6	小規模かつ地域分散化	子どもが施設で生活する場合において、本体施設から離れた地域の住居などで、4～6人が、専任職員等と家庭的雰囲気の中で生活するもの。「地域小規模児童養護施設」や「分園型小規模グループケア」のこと。
7	高機能化	家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもに対して、専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進し、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
8	多機能化・機能転換	専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。 具体例としては、一時保護委託の受入れ体制の整備、養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化といった地域の実情に応じた取組を行う。
9	家庭支援専門相談員	児童養護施設等において、虐待などの家庭環境上の理由により入所などしている子どもの早期家庭復帰に向け、保護者などに対する相談援助を行うほか、里親等に対する相談援助に加え、措置解除後の子どもに対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などを行う職員。
10	心理療法担当職員	児童養護施設等において、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする子ども及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、子ども等の自立支援を行う職員。
11	自立支援担当職員	児童養護施設等において、施設等退所前・里親等委託解除前の進学・就職等の自立支援及び退所後・委託解除後のアフターケアを行う職員。
12	里親支援専門相談員	児童相談所や里親支援センター、民間フォスタリング機関等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子を支援することにより、里親等委託の推進や里親等支援の充実を図る目的で児童養護施設等に配置された職員。
13	一時保護専用施設	児童相談所の一時保護施設への入所率が恒常的に高い地域における適切なケアの確保や一時保護期間が長期化するケース等に対応するため、児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模グループケアによる一時保護を行う施設。

14	意見箱	児童養護施設等におけるこどもの権利擁護に係る環境整備として、こどもが自分の意見を表明する手段のひとつ。
15	第三者委員	社会福祉法に基づいて設置されており、苦情解決に社会性や客観性を確保するために、公正・中立な立場で利用者等からの意見や苦情等に耳を傾け、話し合いへの立ち会いやアドバイスすること等で適正な対応を推進するもの。
16	里親等委託率	代替養育（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム）を必要としているこども数に占める、里親及びファミリーホームに委託しているこども数の割合。
17	特別養子縁組	こどもの利益のため、特に必要があると認めたときに、養子となるこどもと実親との法的な親子関係を終了させ、養子と養親の間に実親子と同じ親子関係を結ぶ制度。家庭裁判所の審判により成立する。
18	普通養子縁組	養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度。特別養子縁組とは異なり、縁組後もこどもと実親との親子関係が存続する。未成年者を養子とする場合には、市区町村への養子縁組の届出の前に、家庭裁判所の許可を得る必要があるが、養子が、配偶者の子や孫など又は自己の孫などであれば、家庭裁判所の許可は不要。
19	在宅指導措置委託	要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導が必要とされるこども及びその保護者に対する指導などを、児童相談所長等が児童家庭支援センター等の専門性を有する適切な機関に委託して行うもの。
20	指導要請	市町村の要保護児童地域対策協議会において、児童虐待又はその疑いがあり、月2回以上の訪問等による支援が必要とされた事例で、市町村が児童家庭支援センター等の専門性を有する適切な機関に要請して指導を行うもの。
21	専門職員配置加算	児童養護施設等で専門職を配置した場合に、児童養護施設等に支払われるもの。
22	処遇改善加算	児童養護施設職員等について、虐待を受けたこどもや障害のあるこどもなどへの夜間を含む業務内容、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価し、賃金を改善するため児童養護施設等に支払われるもの。

※里親の種別は計画 14P に、児童福祉施設の施設種別は計画 16P に記載しています。

■児童相談所に関する内容

番号	用語	意味
23	養護相談	児童虐待に関する相談や、養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談。
24	障害相談	肢体不自由、知的障害、発達障害等に関する相談。
25	非行相談	虚言癖や浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の将来刑罰法令に触れる行為をするおそれがあるこどもに関する相談（ぐ犯行為等相談）や、触法行為があったとして警察署からの通告があったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談（触法行為等相談）。
26	育成相談	落ち着きがない、緘黙、生活習慣の著しい逸脱等のこどもの人格発達上問題となる性格や行動上の問題を有するこども、不登校、育児・しつけ、学業不振等に関する相談。
27	虐待種別	①身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ネグレクト 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④心理的虐待 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
28	入所措置	保護者のないこどもや保護者に監護させることが適当でないこどもを児童養護施設等に入所させる行政処分。

29	こどもの意見聴取	こどもの意見や意向を聞き取り反映させること。令和4年改正児童福祉法により、一時保護や施設入所の決定等にあたって、原則として児童相談所職員が、こどもの年齢や発達状況等に配慮し、事前に丁寧な説明を行い、こどもの意見や意向を聴き取ることが義務づけられた。
30	第三者評価	社会的養護の施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価の実施とそれらの結果の公表が義務づけられている。
31	一時保護所権利ノート	一時保護所に入所したこどもに、こどもの権利や一時保護所の生活などについてわかりやすく説明した冊子。
32	子どもの権利ノート	こどもの権利や施設等の生活などについてわかりやすく説明した冊子。児童養護施設等入所児童用と里親委託児童用がある。高知県では児童福祉主管課へのはがきを添付し、こどもが相談したいことをはがきで伝えることができる。
33	ケースマネジメント	利用者のニーズを聞き取り、どのような支援をいつ提供するか複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、包括的かつ継続的なサービス提供を可能にする援助方法。
34	児童福祉司指導	児童福祉司が中心となり、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を図りながら、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問しあるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行うこと。
35	児童福祉司	児童相談所において、こどもの保護その他こどもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う職員。
36	児童心理司	児童相談所において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う職員。
37	市町村支援担当児童福祉司	児童相談所において、市町村相互間の連絡調整や担当区域内のこどもに関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整などを行う職員。
38	里親養育支援担当児童福祉司	児童相談所において、里親養育支援体制の構築及び里親等委託の推進を行う職員。

■市町村に関する内容

番号	用語	意味
39	こども家庭センター	令和4年改正児童福祉法により、設置が市町村の努力義務となったもの。 従前の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 ※子育て世代包括支援センター：母子保健法第22条に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を切れ目なく行う施設 ※子ども家庭総合支援拠点：こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点
40	家庭支援事業	児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。市町村は、これらの事業を必要とする家庭に対し、事業の利用を勧奨・支援しなければならない。また、当該家庭に勧奨・支援しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。
41	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や育児疲れ等の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。
42	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

43	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
44	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
45	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
46	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
47	サポートプラン	支援の必要度が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に、当該対象者の課題とその解決のための支援内容を模索・提示するとともに、状況変化に応じた支援内容の見直し等を行うための計画であり、市町村に作成が義務づけられている。

■その他の内容

番号	用語	意味
48	児童福祉審議会	児童福祉法第8条に規定されている諮問機関。都道府県や指定都市、中核市に設置が義務付けられ、児童や障害児、妊産婦の福祉に関する事項の調査や審議を行う。
49	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるもの。
50	第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画	障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するもの。
51	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
52	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、地方公共団体に設置される協議会。
53	入院助産	保健上必要があるにもかかわらず、経済的に困窮しており、病院等施設における出産費用を負担できない方について、本人から申請があった場合に出産にかかる費用を公費で負担する制度。
54	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設。
55	こども家庭ソーシャルワーカー	児童相談所や市町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度に新たに設けられた認定資格。児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
56	愛着形成	こどもが主要な養育者（通常は母親や父親）との間で築く具体的信頼関係。こどもの心理的、情緒的、社会的発達に深く関わっており、その後の人生に大きな影響を与えるとされている。